05 法務省

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見補足資料	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	再検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	（再）提案理由
法務省	050010	金融機関との連携による民間事業者の宝くじ販売の許可	刑法第187条	民間事業者による富くじ販売に係る行為は，刑法第187条に規定する罪の構成要件に該当しうる行為である。	C	I	刑罰法規の基本法である刑法の適用について，日本国内の特定の地域においてのみその適用を排することとすることはできない。なお，従前より，これらの犯罪の構成要件に該当する場合であっても，特別法（当せん金附証票法）により，その違法性が阻却されるとされてきたところであり，宝くじ販売等を所管する省庁において，発売主体を拡大する内容の法律を立案することとなれば，当省が，個別に，当該省庁との協議に応じることはある。							1056	1056010	松江学園通り商店街振興組合　理事長 新宮広海 株式会社山陰合同銀行	松江街づくり振興くじ～TOWN LOTO（トロ）～	現状では、発売主体は、「都道府県及び指定都市」となっている。しかし、市町村合併により、地域のポテンシャルが上がるため、発売主体を民間事業者にまで拡大し、収益金を地域の活性化に活用する。	新松江市を対象に、地元地方銀行と連携し宝くじを販売する。 当地域では過去、「しまね愛県債」と「松江市民債」を販売したことがあるが、発売後数時間で完売した経験がある。これは、まちづくりに対する意識の高さといえる。このことから、宝くじの収益を商店街の活性化に活用することができれば、まちづくりに対する市民の参画が得られることができる。また、各地域の商店街が活性化することにより、街が賑わい、国際文化観光都市である松江の観光関連産業への波及効果も期待できる。	
法務省	050020	刑法に規定している賭博等及び風適法の規制緩和	刑法第185条～187条，風適法	賭博等に係る行為は，刑法第185条ないし187条に規定する罪の構成要件に該当しうる行為である。	C	I	刑罰法規の基本法である刑法の適用について，日本国内の特定の地域においてのみその適用を排することとすることはできない。なお，従前より，これらの犯罪の構成要件に該当する場合であっても，特別法（競馬法，自転車競技法，モーターボート競走法，小型自動車競技法，スポーツ振興投票の実施等に関する法律，当せん金附証票法）により，その違法性が阻却されるとされてきたところであり，このようなゲーム施設に係る事項を所管することとなる省庁において，これを規定する法律を立案することとなれば，当省が，個別に，当該省庁との協議に応じることはある。							1166	1166010	株式会社東京総合研究所	賑い復活プロジェクト	1.　刑法　第185条-187条　2.風適法	外国人観光客のみ対して提供するゲーム施設の運営管理等。	
法務省	050030	有限会社による少人数私募債の発行	なし	規制について明文の規定はないが、有限会社法64条等有限会社が社債を発行できないことを前提とした規定が存する。	C	I	1　現在作業中の会社法制の現代化（平成17年通常国会提出予定）に係る法制審議会の議論において，株式会社と有限会社を新たな株式会社として統合するとともに，全ての類型の会社において社債を発行することができるものとする方向で検討を進めているところである。社債については，その利害関係人として発行会社以外に社債権者等が存在する上，原則として自由に譲渡することができるものであるなど，一地域にとどまらない多数の会社関係者の利害に関係するものであることから，その発行に係る規制の在り方については，全国的に検討すべき問題であって，上記検討に基づく措置に先立って一地域に限って特例を設けることは相当でない。 2　なお，提案者は，提案理由として，有限会社に対しても少人数私募債発行支援事業としての利子補助等の支援を拡大したい旨述べているが，そもそも社債とは，通常，広く公衆に対して起債する点にその特色があるところ，いわゆる少人数私募債は，そのような特色を有さず，むしろ実質的には縁故者からの金銭の借入れに他ならないものである。したがって，提案者において，当該支援の対象を少人数私募債という法形式による金銭の借入れに限定していることについての見直しを行うことにより，有限会社への支援の拡充という目的を達成することが可能になると思われる。	右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討されたい。 その際、いつまでに検討を行い、制度を制定する予定であるか明らかにされたい。 また、検討後の制度において、少人数私募債を認める予定であるか否か明らかにした上で、認めない予定であれば、そのことについて再度検討されたい。	1　利害関係人への対応について 有限会社で社債を発行する場合の利害関係人への影響で、株式会社と異なる点は無いと考えている。商法上、社債権者を始めとする会社の利害関係人を保護する規定は複数あるが、50人未満の者に対して発行された発行総額1億円未満の社債を対象とする社債権者保護規定は、商法上は、社債権者集会に関するもの以外には見当たらない。従って、この点を株式会社と同じように取り扱えば、利害関係人への影響は無いものと考えている。なお、少人数私募債は縁故債であり、コスト面からも社債券発行を不要とするために、発行会社は、譲渡禁止又は制限の特約を付するのが普通であり、転々流通することは非常に稀である。このように、本区が少人数私募債特区を実施することで、著しい実害が生ずるケースは想定し難い。このため本区としては、少人数私募債発行支援について先駆的に取り組んできた立場から、資金繰りに悩んでいる中小企業のための施策のモデルケースを一地域から提供したいと考えるものである。 2　有限会社への支援の拡充について 本区では、少人数私募債は、単純な縁故者からの借入とは違うとの認識を持っている。このような縁故者からの借入は、手続きの簡便性のため、「ある時払いの催促なし」の短期借入として処理されるケースが多い。短期借入であるから、1年で償還できない場合には未払い金として計上されることになり、対外的な信用度という点で、非常に不利となる。少人数私募債は、役員や縁故者のみならず、取引先からの借入をも含め、少人数私募債という信用度の高い、長期借入に切り替えるものであり、これを有限会社へ拡充することこそが有意義であると考えている。		C	I	1　現在，作業中の会社法制の現代化に係る法制審議会の議論において，株式会社と有限会社を新たな株式会社として統合するとともに，全ての類型の会社において社債を発行することができるものとする方向で検討を進めているが，当該会社法制の現代化にかかる法案については，前回回答記載のとおり，平成17年通常国会に提出予定である。 2　提案者は，上記検討に基づく措置に先立って一地域に限って特例を設けることを要望しているが，前回回答に記載したとおり，社債については，その利害関係人として発行会社以外に社債権者等が存在し，あくまで法律上は，原則として自由に譲渡することができるものである上，さらに，会社は本店の所在地を移転することが可能であり，本店の所在地を異にする会社との合併も可能であることにかんがみれば，一地域にとどまらない多数の会社関係者の利害に関係するものであり，その発行に係る規制の在り方については，全国的に検討すべき問題であって，一地域に限った特例を設けることは相当でないのみならず，上記検討に基づく措置が予定されている現時点においてそのような特例の検討を行うこと自体無意味である。 3　ちなみに，提案主体は，「少人数私募債」を，社債券が発行されず，その譲渡が禁止又は制限され，転々流通することは非常に稀である長期債と位置づけているが，そうであれば，提案者において，それらの特徴を有する長期借入一般について，社債という法形式を用いたものであるかどうかにとらわれず，支援の対象とすることを検討することにより，現行法の下においても直ちに有限会社への支援の拡充という目的を達成することが可能になると思われる。	1020	1020010	東京都文京区	少人数私募債特区	現行法上、有限会社に認められていない友社債の発行を、本区で支援している「少人数私募債」※に限り、許容する特区を提案するものである。 ※「少人数私募債」とは、会社が発行する普通社債で、50人未満の縁故者に勧誘し発行したものであり、発行総額が1億円未満のもの。	有限会社が発行する少人数私募債に対して利息の補助を行う。	商法上、有限会社の社債発行に関する規定は無い。しかし、有限会社の社債発行については、社債発行についての法第296条が、第4章「株式会社」の章にあること等から、認められないと解される。この趣旨は、法務省がパブリックコメントに付した「会社法制の現代化に関する要綱試案」において、社債の発行を許容する改正案が盛り込まれたことで、一層明確になった。　さて、中小企業の資金繰りにおいて、新たな資金調達手段として、一定の条件の下簡易に発行できる、いわゆる少人数私募債というものがある。これは、社債の中でも、とりわけ会社および社長の信用力にのみ依存する資金調達方法であり、資金規模が比較的大きい株式会社よりも、むしろ有限会社のように、資金規模が比較的小さく、ベンチャー的色彩が強い会社のほうにより強く妥当するものである。しかし、現行法上、有限会社に社債の発行は認められていないため、有限会社の少人数私募債発行の途は閉ざされている。本区実施の少人数私募債発行説明会等の説明の場において、有限会社で少人数私募債を発行したいという希望を耳にすることが多く、有限会社の新しい資金調達方法が強く求められていることを実感しているところであるが、法律上認められていないため、利子補助等の支援をお断りしているところである。本区は全国の自治体に先駆け、少人数私募債発行支援事業を実施し、様々なご案内を通じて、少人数私募債という資金調達方法を浸透させてきたところであり、支援の実績もあり、本区で支援したケースでは、「会社の信用力が向上した」、「自信が持てるようになった」等の前向きな結果が報告されているため、会社に与える経営基盤強化及び教育的な効果も高いこの制度を、有限会社に是非広げて行きたいと考えている。以上のような趣旨から、本区の全域において、有限会社に社債発行の機会を与える「少人数私募債特区」を提案するものである。なお実施期間は、現在検討されている改正商法が施行されるまでの期間とする。
法務省	050040	電子化された戸籍原簿のアウトソーシングの可能化	戸籍法第1条，第4条	電子化された戸籍原簿（サーバ）については，戸籍法第8条の戸籍正本と同等の位置付けであり，市町村長が管理しなければならない。	C	I	戸籍法第1条及び戸籍法施行規則第7条において，戸籍事務は市町村長が管掌し，戸籍簿又は除籍簿は，市役所又は町村役場の外にこれを持ち出すことができない旨規定されている。また，電子化された戸籍原簿（サーバ）についても，同様である。上記の規定は，戸籍制度全般の信頼性を維持するための極めて基本的な原則であり，これをアウトソーシングすることについては，プライバシー保護という観点からも問題があり，困難である。 また，戸籍法施行規則第7条でいう「事変」は，火災，水害，地震などのいわゆる天災等をいうと解されているが，同条の趣旨は，このような場合に，戸籍簿及び除籍簿をそのままにしておくと滅失するおそれがあることから，例外的に，一時庁舎外に持ち出すことを認めたものである。 提案理由にある民間にアウトソーシングすることにより，速やかに安全な管理に移行することができることとなるとは考えられず，少なくとも事故が発生した場合，管掌者の責任に対する国民の批判に耐えられないと考えられる。	提案主体の意見にもある通り、バックアップサーバを別の場所に置くことにより、災害などに対してリスク分散がなされる。また、サーバを管理会社の敷地内においた場合は、出張料金がかからなくなる上、問題発生に対して迅速な対応が可能になる。これに対し、問題点として挙げられている点は、現状のサーバ管理を外部技術者に委託しており、悪意を持っている場合、外部からもネットワークにより侵入可能であることにより、サーバを置く物理的な場所が庁舎内であることにより回避できるものではないと考えられる。したがって、プライバシー保護等はサーバ管理会社に対する守秘義務やサーバへのアクセス制限等により確保すべきものであると思われる。以上を踏まえ、提案主体の意見も踏まえて再度検討されたい。	当市の戸籍システムでは、「戸籍本サーバ」「戸籍バックアップサーバ」「住基連携サーバ」の全サーバを庁舎内で管理していますが、地震等の災害時においては庁舎内の戸籍システム全体がダメージを受けることが予想され、戸籍業務の完全な停止を余儀なくされることが予想されます。 そのために、「戸籍本サーバ」以外の「戸籍バックアップサーバ」「住基連携サーバ」については、民間iDCに設置し、災害のために庁舎内の戸籍本サーバがダメージを受けた場合を想定して、民間iDC内の「戸籍バックアップサーバ」及び「住基連携サーバ」により、戸籍システムの運用を可能としていただきたいとも考え提案したものであります。		C	I	戸籍法第8条において，戸籍は正本と副本を設け，正本は，市役所又は町村役場に備え，副本は，管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局がこれを保存することとしており，　これは電子化された戸籍本サーバ及びバックアップサーバについても同様である。提案主体からの意見では，災害のために，本サーバがダメージを受けた場合「戸籍バックアップサーバ」を民間会社に設置することによりシステムの運用を可能とすることができるとあるが，安全管理の面及びプライバシー保護等の観点からみると，上記規定に基づき副本を法務局等に保存することとしている現行の取扱いと比べて安全な管理体制になるとは考えられず，災害時のリスクが分散されることにはならない。 また，戸籍情報システムは，戸籍記録の漏洩を防止するために，電気通信回線を通じて戸籍記録が第三者に知られることを防止するための回線制御の機能を有することがシステム認容の必須条件となっていることから，外部からのネットワーク等による侵入ということはそもそも想定していない。	1029	1029010	喜多方市	小規模地方都市における安全で災害に強い電子自治体化の推進構想	①電子化された戸籍原簿（サーバ）のアウトソーシングを可能とする。 ②「電子化された戸籍原簿（サーバ）」は、市役所と専用回線で結ばれた範囲内であれば「市役所内に設置されている」とみなす。	当市においては、専用光ファイバーで民間iDC（インターネットデータセンター）の市専用環境と市庁舎を直結し、市の業務に関わるiDC職員の限定、機密保持契約やSLAによる厳密な業務管理による業務システムや住基ネットのアウトソーシングを行っている。 戸籍システムについても、同様の条件の下でアウトソーシングを行うことで、災害に対して高い安全性を実現し、情報システム運用業務の効率化、行政経費の削減、IT企業の経営安定、地域雇用の拡大を図る。	戸籍原簿は、戸籍法により市役所内に設置しなければならず、同法施行規則により、事変を避けるためでなければ、市役所外に持ち出すことができない、とされている。 本市においては、戸籍サーバ以外の情報管理業務を、民間iDCにアウトソーシングしており、業務の効率化を図っている。しかし、戸籍原簿（サーバ）においては、戸籍法によりアウトソーシングができないとされているため、戸籍サーバのみが庁舎内に残っている状態である。 これまでの提案においては、戸籍は極めて高度な個人情報の集合体であること、情報の漏洩・滅失が許されないこと、市町村長の職責において厳重に管理保管する必要があること、プライバシーの問題があり理解が得られないこと、等の理由から提案が認められなかったが、新潟県中越地震において、庁舎内に設置されたサーバが運用できなくなる事例があったことから、より安全な管理方法を検討する必要が生じている。庁舎の補強工事を行うことのできない中小規模自治体でも、民間のiDCにアウトソーシングすることで、速やかに安全な管理に移行することができると考え、再提案いたします。
法務省	050050	外国人研修制度、技能実習制度の在留期間の伸長	出入国管理及び難民認定法施行規則別表第2，技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針第1の4	技能実習期間は研修活動の期間と合わせて最大3年以内の期間となっている。ただし，研修活動の期間が9月以内の場合には，研修活動の期間のおおむね1．5倍以内としている。	C	－	事実上労働者として扱う等の問題事例が多発していること及び他国の発展に資する人材の育成を通じての国際貢献という研修・技能実習制度の目的に照らして，定住化を促すような期間設定は避けるべきであることから，在留期間の特例を講じることは困難である。 なお，一定の場合には，再研修を行うことは可能である。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。 また、「一定の場合には、再研修を行うことは可能」とあるが、どのような場合に、どういった手続きを踏めば可能となるか明確にされたい。	今回の提案は年間数人が対象であり、労働市場に大きな影響は無いと考えられる。現行制度の趣旨から当然として定住ではなく帰国を想定しており、この提案も大分県立工科短期大学校での2年間の研修及び2年間の県内民間企業での技能実習訓練終了後は帰国させることを前提としている。現行制度で取得できる技能より高度な技術を取得させることで、帰国後の技能伝達効果も非常に大きくなる。		－	－	研修生は労働者でなく，労働市場への影響への有無が問題ではなく，労働者として扱うこと自体が問題である。 また，帰国を前提とした場合であっても，研修期間が長期に及んだ場合には家族の呼び寄せ及びこれに伴う定住化等の問題が生じかねないため，在留期間の特例措置を講ずることは困難である。 なお，再研修が認められる場合は，より上級の技術等の研修の修得を目的としたものであって，前回の研修終了後，当該研修で修得した技術を活かした活動を本国で行っている場合に認められるが，具体的な相談は地方入国管理局において対応する。	1032	1032010	大分県	外国人高度実践技術者養成構想	外国人研修・技能実習生を高度実践技術者に養成するため、現行の3年間終了後、さらに2年間の研修期間及び技能実習「特定活動」の2年間を認める特例とする。	外国人研修・技能実習制度後、優秀な人材については大分県立工科短期大学校で2年間の研修を行い、研修終了後さらに県内企業のものづくり現場で技能実習（在留資格：特定活動）により実践をつむことで外国人高度実践技術者を養成する。	現在の外国人研修・技能実習制度では在留期間が3年とされている。しかし、ものづくり現場の中核となるレベルまでには至っていない。そこで、技術者として必要な基礎理論の修得に加え、現場で実際に使われる最新機器でさらに実験・実習を重ね、環境の変化に柔軟に対応できる高度な知識と技能を併せ持った実践技術者の育成を目的に設置されている大分県立工科短期大学校を活用した上位の研修を設定し、さらに県内民間企業で技能実習訓練を行うことで高度実践技能者を養成する。また、外国人研修生を受け入れることで大分県立工科短期大学校の活性化も図られる。 なお、大分県立工科短期大学校の受入れ数が年間数人以下となるため労働市場への影響は考えにくい。また、大分県立工科短期大学校で研修を積むため単純労務者ではなく「専門的、技術的分野の外国人」とみなすことができると考える。
法務省	050050	外国人研修制度、技能実習制度の在留期間の伸長	出入国管理及び難民認定法施行規則別表第2，技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針第1の4	技能実習期間は研修活動の期間と合わせて最大3年以内の期間となっている。ただし，研修活動の期間が9月以内の場合には，研修活動の期間のおおむね1．5倍以内としている。	C	－	事実上労働者として扱う等の問題事例が多発していること及び他国の発展に資する人材の育成を通じての国際貢献という研修・技能実習制度の目的に照らして，定住化を促すような期間設定は避けるべきであることから，在留期間の特例を講じることは困難である。 なお，研修・技能実習制度は技能移転のために設けられているものであり，「企業の経営基盤の安定強化」という主張は制度の趣旨を理解していないものと考えられる。	提案の趣旨を実現できないか、再度検討し回答されたい。			－	－	提案の趣旨は，研修生を労働者として扱うことを前提としており到底認められない。 また，研修期間が長期に及んだ場合には家族の呼び寄せ及びこれに伴う定住化等の問題が生じかねないため，在留期間の特例措置を講ずることは困難である。	1034	1034020	愛媛県今治市、朝倉村、玉川町、波方町、大西町、菊間町、吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町、関前村、上島町	造船集積地工場機能強化特区	外国人研修生受入れ研修期間の3年から5年への延長	外国人研修生の受入れ研修期間については、現状の在留期間3年では、造船技術の十分な習得が困難であり、5年に期間延長を図ることにより、企業の経営基盤の安定強化に資するものと考える	
法務省	050050	外国人研修制度、技能実習制度の在留期間の伸長	出入国管理及び難民認定法施行規則別表第2	在留資格「研修」に係る在留期間は，1年又は6月とされている。	C	－	研修期間全体の長さは1年以内である事例が大半を占めているが，1年を超えて2年以内である研修についても在留期間の更新は可能である。 さらなる期間の延長については，事実上労働者として扱う等の問題事例が多発していること及び他国の発展に資する人材の育成を通じての国際貢献という研修制度の目的に照らして，定住化を促すような期間設定は避けるべきであることから，在留期間の特例を講じることは困難である。	右の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	・本市では、途上国の経済発展が、本市の産業の発展につながると考え外国人研修制度を推進している。特に、市内企業の海外子会社等における管理監督者の育成が急務であるため提案したものである。 ・貴省の回答では、1年を超えて2年以内の研修についても在留期間の更新は可能とあるが、その場合の具体的な事例・要件をご教示願いたい。 ・最大3年への期間延長については、労働者扱いの問題事例の多発とあるが、これは企業・研修生に関するモラルの問題であり研修期間の長短と直接の因果関係はないと考える。また、民間企業側からは将来管理監督者として育成するためには3年の研修期間が適当という意見が多くあったためで、帰国を前提とした研修の期間延長は決して定住化を促すものではないと考える。よって、問題事例や定住化の客観的な根拠を明示願うとともに、本市の趣旨を踏まえ、提案の再検討をお願いしたい。		－	－	2年間の研修が認められる場合については，技術の修得等に2年の期間を要する旨の説明が研修計画等の提出により立証されることが必要であるが，個別の相談については地方入国管理局において対応する。 また，帰国を前提とした場合であっても，研修期間が長期に及んだ場合には家族の呼び寄せ及びこれに伴う定住化等の問題が生じかねないため，在留期間の特例措置を講ずることは困難である。	1267	1267010	北九州市	北九州市国際物流特区	研修期間を1年から最大3年に延長する	経済のグローバル化の進展により、外国人研修生の派遣国は、様々な職種で管理・監督者や即戦力の技術・技能者の人材育成を希望している。 このような多様なニーズに対応できる外国人研修生を育成するため、研修期間を1年から最大3年に延長する。	現行制度では、1年間という短い研修期間のうち、1／3以上非実務研修を行う必要がある。 しかし、帰国後、管理・監督者を担う研修生については、研修内容の高度化や安全教育の重視などにより、残りの短い実務研修期間では、十分な技術・技能が習得できない。 よって、外国人研修生が帰国して、母国の経済発展に寄与するような本当に役立つ技術・技能を身に付けさせるためには、研修期間の延長が必要である。
法務省	050050	外国人研修制度、技能実習制度の在留期間の伸長	出入国管理及び難民認定法施行規則別表第2，技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針第1の4	技能実習期間は研修活動の期間と合わせて最大3年以内の期間となっている。ただし，研修活動の期間が9月以内の場合には，研修活動の期間のおおむね1．5倍以内としている。	C	－	事実上労働者として扱う等の問題事例が多発していること及び他国の発展に資する人材の育成を通じての国際貢献という研修制度の目的に照らして，定住化を促すような期間設定は避けるべきであることから，在留期間の特例を講じることは困難である。	右の提案主体の意見を踏まえ、他の制度と比較しつつ再度検討し、回答されたい。	・本市は、技能実習期間について、特定活動で定められている在留期間である最大3年を適用していただくように提案しているのであって、在留期間自体の特例を提案しているものではない。 ・回答で、労働者扱いの問題事例の多発とあるが、技能実習の場合は制度上、受入企業と雇用関係になるので問題は生じないと考える。また、定住化を促すとあるが、そもそも技能実習を含む研修制度は帰国を前提としているので、技能実習期間の延長が直接に定住化を促すものではないと考える。よって、問題事例や定住化の客観的な根拠を明示願うとともに、本市の趣旨を踏まえ、提案の再検討をお願いしたい。		－	－	研修と技能実習は一体として扱われるものであって，研修活動の期間と合わせて最大3年以内としているのであり，技能実習のみに着眼して在留期間の長短を論ずべき性格のものではない。 また，帰国を前提とした場合であっても，研修期間が長期に及んだ場合には家族の呼び寄せ及びこれに伴う定住化等の問題が生じかねないため，在留期間の特例措置を講ずることは困難である。 なお，問題事例としては，技能実習生に対する賃金不払いや技能実習生の失踪防止のための人権侵害行為等不適正なものが見られる。	1267	1267020	北九州市	北九州市国際物流特区	技能実習の期間を現行の2年から3年へ延長	現行制度では、研修・技能実習の期間を合わせて3年以内の期間となっており、1年間の研修の場合は実質2年間しか技能実習ができない。 よって、技能実習の期間を、特定活動の在留資格で既に認められている3年間に延長する。	技能実習は、研修効果をさらに高めるものであり、単に技術・技能のさらなる向上だけでなく、日本の職業観や倫理観などが養え、外国人研修生にとっては非常に有意義な期間である。 また、受入企業にとっても、実際に働く立場で接することにより、より国際感覚が理解でき、社員自身の能力向上につながるものである。　さらに、研修生との連帯感を増すことで、帰国先企業とのビジネスの可能性も増えてくる。 よって、研修生、受入企業の双方にメリットのある当制度を拡充することが、外国人研修生の人材育成の促進につながる。

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見補足資料	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	再検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	（再）提案理由
法務省	050060	技能実習移行対象職種の拡大	－	現行，技能実習移行対象職種として，62職種113作業が認められている。	E	－	対象技能等につき，公的に評価ができるものであって，かつ，研修生送出国のニーズに合致するものであれば足り，技能検定制度が整備されるか，又は評価制度が整備され（財）国際研修協力機構の認定を受ければ技能実習移行対象職種に含めることは可能である。なお，当該認定を受けるに当たって，評価制度を整備する団体は対象職種に係る団体に限られるものではなく，当該職種と関連性を有する業界に係る団体であれば問題はない。	厚生労働省からは「具体的な対象技能等を精査する必要があるが、既存の技能実習制度の対象職種に該当する余地がある。」と回答されているところであり、既存の技能実習制度の対象職種に該当する場合には、これを受け入れると解して良いか。 加えて、提案にある、技能実習移行対象職種への「光学機能性フィルム製造業務」職種の追加は業界団体の設置等を行わなくても可能であると解して良いか。その場合の具体的な手順及び認定の考え方からも速やかに実現可能であると解しても良いか。			－	－	既存の技能実習の移行対象職種に合致するものであれば，在留状況等の他の要件を満たすという前提の下に，技能実習（特定活動）への在留資格変更は認められるものと考える。 また，（財）国際研修協力機構において判断されることとなるが，少なくとも現団体で適正な評価制度が整備されるのであれば，新たな団体等を設立する必要はない。	1060	1060010	住友化学株式会社　愛媛工場 愛媛ケミカルテクノ株式会社	外国人労働者育成および光学機能性フィルム産業発展構想	「技能実習制度推進事業運営基本方針」の「II．各論　3．対象技能等」（2）の項では「（1）の対象技能等に係る公的評価制度については、(財)国際研修協力機構に設置する技能評価の連絡調整に関する会議において審議の上、同機構が具体的に認定し、公表するものとする。」とされているが、当社愛媛工場における光学機能性フィルム製造業務については、当該業務における個別事情を勘案し、地域限定的に(財)国際研修協力機構の認定を受けずに「技能実習制度」へ移行することを可能にする。	中国において2004年7月に設立し、2005年8月より操業を開始する住友化学全額出資子会社の光学機能性フィルム製品化工場における現地採用のプラントオペレーターを住友化学愛媛工場内にある光学機能性フィルム工場で3年間受入れ、技能実習を通じて、光学機能性フィルム工場のプラントオペレーションに必要な技能を習得させ、それを部下のｵﾍﾟﾚｰﾀｰに指導できる監督者候補として育成する。 この技能実習を通じて次のような効果が期待できる。 ①外国人オペレーターを実習生として受入れることにより、国際人材交流を図ることができる。 ②現在、当社は、光学機能性フィルム事業において、激化する国際競争に勝ち抜くため、製造拠点を海外へシフトしているが、この技能実習が可能となれば、愛媛工場を先端技術開発・国際人材育成を行う開発センターとする生産体制を構築することができ、国内製造拠点の確保により国内従業員(業務委託先である愛媛ケミカルテクノ(株)従業員)の雇用確保、国内IT産業の存続・発展が期待できる。	2004年7月に住友化学全額出資子会社である住化電子材料科技(無錫)有限公司を中国に設立し、2005年8月より液晶フィルムの部材である光学機能性フィルムの製品化プラントを立ち上げる予定である。 当該プラントのスムーズな立上げのため、現地採用のプラントオペレーターに対して、住友化学愛媛工場の光学機能性フィルム工場(当該業務は愛媛ケミカルテクノ(株)へ業務委託)にて技能伝承・育成を図り、現地プラントの監督者として活用することを考えている。 上記技能伝承は国際人材交流および中国における光学機能性フィルム製造産業の発展に貢献する。また、外国人オペレーターの受入・育成を通じて、当社グループとして、愛媛工場を先端技術開発・国際人材育成を行う開発センターとする生産システムの構築が可能になるが、このことは国内製造拠点の維持・発展ひいては国内労働者(愛媛ケミカルテクノ(株)従業員)の雇用に資すると考えている。また、光学機能性フィルムは国内の成長産業であるIT産業の一翼を担っている産業であるだけに、この生産体制構築は国内IT産業の存続・発展にも資するものと考えている。 しかしながら、現状、光学フィルム製造業務は、①技能検定制度および②(財)国際研修協力機構(以下JITCO)が認定した技能評価試験制度の対象外職種であり、「技能実習制度推進事業運営基本方針」の技能実習制度移行要件を満たしておらず、技能実習制度への移行はできない。したがって、上記オペレーターの受入は、在留資格「研修」による1年間の受入しか認められない状況にある。 当該職種は単純労働ではなく、ある一定の実務経験と専門技能を要するものであり、技能実習制度への移行が認められている他職種と比較しても遜色ない技能レベルが必要である。上記で掲げた構想実現のためには、1年間の研修だけでは不充分である。 光学機能性フィルム製造業務は新規産業であるため、業界団体の設立は難しく、JITCOが認定する技能評価試験制度の対象職種への新規追加も困難な状況である。
法務省	050060	技能実習移行対象職種の拡大	－	現行，技能実習移行対象職種として，62職種113作業が認められている。	C	－	対象技能等については，公的評価制度に基づき客観的に評価ができるものであって，かつ，研修生送出国のニーズに合致するものである必要があり，民間企業等の認定に基づき技能実習への移行を認めることは困難である。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	・本市の提案は、研修職種が送出国のニーズに合致しているにもかかわらず、移行対象となっていない職種について拡大するよう提案しているものである。 ・住友化学㈱愛媛工場等の同じ提案に対する回答で、「評価制度を整備した団体若しくは関連性を有する業界団体で、(財)国際研修協力機構の認定を受ければ移行対象職種の拡大は可能」となっているが、受入企業数社で組合などを作って評価制度を整備し、(財)国際研修協力機構等の認定を受ければ客観的評価は可能であると考えるがいかがなものか。		D－1	－	対象技能等につき，公的に評価ができるものであって，かつ，研修生送出国のニーズに合致するものであれば足り，技能検定制度が整備されるか，又は評価制度が整備され（財）国際研修協力機構の認定を受ければ技能実習移行対象職種に含めることは可能である。	1267	1267030	北九州市	北九州市国際物流特区	技能実習制度の認定機関や対象職種（現行62職種113作業）を拡大する	財団法人国際研修協力機構が実施（委託先の公的機関を含む）する研修成果の評価に基づく認定だけでなく、受入企業や他の民間機関の評価に基づく認定も技能実習制度への移行を可能とする。 また、現行制度で技能実習へ移行できる建設関係や機械・金属関係分野の職種・作業も増やすとともに、その他の分野の職種・作業も増やす。	派遣国の研修に関するニーズが多様化してきており、より幅広い分野での外国人研修生の受入れを可能とし、人材育成を促進させる。
法務省	050070	留学生の資格外活動許可の緩和	出入国管理及び難民認定法第19条	留学生に対しては，一般的に，申請があった場合に，週28時間を超えない範囲内で，資格外活動に係る包括許可を与えている。また，個別の申請に基づいて，本来の在留活動を阻害しない範囲内で週28時間を超える資格外活動を認めることとしている。	C	－	留学生はそもそも就労を目的として，入国・在留しているものではなく，留学生の資格外活動に係る問題が頻発している現状において資格外活動許可の緩和を行うことは困難である。 また，週28時間は通常の労働者の勤務時間の約3分の2に当たり，これ以上就労を認めるのであれば，労働者の受入れ問題として扱うべきものである。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。その際、留学生の経済的な基盤に関する考え方を明らかにしながら回答されたい。	留学生に認められている週28時間。時給800円で資格外活動を行った場合週22400円、月（4週）89600円となる。留学生は90000円弱の中で、学費及び生活費をまかなって行かなければならず、日本の物価から考えて苦学を余儀なくされることとなる。勉強する時間を確保するために短時間で収入を得ようとすれば、結果、実際には申請とは違う仕事に就いたり、申請せずに工員や建設作業者など、いわゆる「単純労働」に属する職業や風営法関連の仕事を選択する結果となり留学生による不法就労問題を増加させていると言える。 本提案は、観光立国を目指し、多国籍の外国人が居住する国際都市化する日本の将来に向けての社会整備を日本の学生と留学生との連携の中で図ろうとするものであり、特区という特例の中で、緩やかな規制緩和を望むものである。		－	－	在留資格「留学」に係る在留資格認定証明書交付申請等においては，在留期間中の経費支弁能力を有していることを審査しており，資格外活動はあくまでも生活費等を補填するという意味で認めているものであって，生活費等をアルバイトにより捻出することは前提となっていない。 いずれにしても，現行以上の時間の緩和を認めることは外国人労働者の受入れの問題として考える必要がある。	1068	1068010	特定非営利活動法人 0563.netNPO、日本語コンテンツ多言語化プロジェクト	愛知県留学生特区	一留学生に対しては，一般的に，申請があった場合に，週28時間を超えない範囲内で，資格外活動に係る包括許可を与えているとともに，個別の申請に基づいて，本来の在留活動を阻害しない範囲内で週28時間を超える資格外活動を認めることとしているが、外国人留学生に認められている資格外活動としての就労時間を1週35時間に拡大する。	本事業（日本語コンテンツ多言語化プロジェクト）の目的は、「日本語コンテソツ」を、世界中から来ている留学生に母国語に翻訳する仕事（有料ボランティア）を提供することで、翻訳ネットワークを構築し、地域に関するあらゆる「日本語コンテンツ」を世界中にその国の言葉で提供し、地域の国際化に役立てようというプロジェクトである。 この事業によって、世界中にその国の言葉で紹介するだけでなく、日本に住む外国人へ日本での生活に必要な生活情報をタイムリーに提供し、また日本に訪れる、外国人旅行者対して、観光情報や生活情報等も多言語で提供することで、地域の国際化を図ることを留学生と地域との連携の中で構築することを目的とする。	「留学」は、就労の認められない在留資格です。従って、留学生が学費その他の必要経費を補うためにアルバイトを希望するときは、事前に資格外活動の許可を受けなければならないが、この許可を受けずにアルバイトをしたり、許可された範囲を超えてアルバイトをすると処罰の対象になります。しかし、愛知県では、6000人以上居る留学生の90パーセント以上はアジアからの留学生であり、黄色人であるため職を得ることが難しく、結果、苛酷な仕事（建設現場や厨房での仕事）や深夜にわたるの仕事（お酒をついだりり）などをしながら苦学している学生が少なからずいる。規制が、様々な不法就労を生み出しているとも言える。
法務省	050070	留学生の資格外活動許可の緩和	出入国管理及び難民認定法第19条	留学生に対しては，一般的に，申請があった場合に，週28時間を超えない範囲内で，資格外活動に係る包括許可を与えている。また，個別の申請に基づいて，本来の在留活動を阻害しない範囲内で週28時間を超える資格外活動を認めることとしている。	C	－	留学生はそもそも就労を目的として，入国・在留しているものではなく，留学生の資格外活動に係る問題が頻発している現状において資格外活動許可の緩和を行うことは困難である。 また，週28時間は通常の労働者の勤務時間の約3分の2に当たり，これ以上就労を認めるのであれば，労働者の受入れ問題として扱うべきものである。	単位取得のための授業の一環として、大学の管理の下にインターンとして従事する場合に限定して特例を設けることが出来ないか、右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討されたい。	今回の特区構想は、厳格な入国管理の継続の必要性を十分認識した上で、地域の発展に寄与する人材に限って、手続や要件の緩和を提案するものです。本件は、留学生の資格外活動許可の一律的な緩和を要請しているものではなく、企業、研究機関、NPOが実施するインターンシップ期間のみについて緩和をお願いしているものであり、この措置が、現在頻発している問題を助長することには繋がらないと考える。週28時間に限られた中で実施している現行のインターンシップでは、受入団体が真に求める優秀な人材の確保が　困難であり、海外からの有償のインターンシップ制度を受け入れている欧米諸国との人材獲得競争にますます立ち後れることになる。		－	－	週28時間を超えるインターンシップの活動においては，個別の資格外活動許可を受けることにより対応可能である。	1134	1134015	京都府	「京都海外人材特区」構想	1　大学等が特に推薦する者に対する在留資格認定証明書に添付する経費支弁能力資料の簡素化または省略 2　短期滞在の在留資格で入国した学者、研究者等の資格外活動許可の手続きの簡素化または省略 3　海外の教員免許資格者（「家族滞在」で在留）が地域で母国の在住外国人に対する教育活動を有償で実施できるよう資格要件を緩和、英語指導助手については、学校等での活動に加えて、地域での対在住外国人向け教育を可能とする実施要領の改正 4　週28時間に限定されている資格外活動許可をインターンとして従事する場合に限って週40時間に延長 5　卒業後、180日まで認められている「短期滞在」での就職活動期間の延長（最長1年まで）または、新たな在留資格「就職活動」（仮称）の創設	○特に優秀な人材の入国や地域での活動に係る規制を緩和することにより、地域への海外人材の招致を推進し、地域との交流を推進する中から、新たな文化、学術、芸術を創造する。（左欄1，2関係） ○母語や母文化を教える能力を有する在住外国人の活動を拡大することにより、これらを活用した教育の場を提供し、海外人材にとって大きな課題の一つである子どもの教育の推進を図る。（左欄3関係） ○有償によるインターンシップに留学生が参加し、また、卒業後一定期間就職活動に専念する期間を設けることにより、地元企業への円滑な定着を促進する。（左欄4，5関係）	「文化優先社会」の世紀に、グローバル化、ボーダレス化に対応し、京都が更なる発展を遂げるため、企業や地域の企業戦略や地域戦略にとって不可欠な京都の「人的資源」として、「海外人材」を地域の活性化や国際化の原動力として活用することが必要であり、文化・芸術・学術の各分野で活躍する海外人材の積極的な招致や活用を推進するため。これらを進めるためには、留学生や研究者の入国、地域での活動推進にとって、重要な課題となっている入国管理や活動規制の緩和が必要であり、経済支弁能力の適正な審査を継続する一方で、特に地域にとって重要である人材については、能力重視による円滑な手続きや地域定着のための活動確保が必要であるため。
法務省	050080	留学生の在留資格認定証明書交付申請に係る提出書類の簡素化	出入国管理及び難民認定法施行規則別表第3	在留資格「留学」に係る在留資格認定証明書交付申請に当たっては，教育機関の入学許可書の写し，在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書を提出する必要がある。	C	－	最初から勉学ではなく就労することを意図して在留目的を偽って入国・在留する留学生や経済的理由のため勉学を偽装し，中には不法就労や犯罪に走る留学生もいることから，経費支弁能力については厳格な審査を実施しているところであり，提出書類の簡素化を実施することは困難である。	大学等が特に推薦する留学生に限定し、提出書類の簡素化が実現できないか、右の提案主体の意見を踏まえ、検討し回答されたい。	量から質への留学生施策の転換が求められる中で、資力要件を重視するあまり真に優秀な海外人材が日本に入国できない恐れが指摘されており、一律に経費支弁能力に係る書類を要求するものではなく、本国での博士、修士の取得や出身大学等本国での学業成績や大学等受入機関の推薦などにより、高い能力を認められた者に限って、手続の簡素化を求めるものである。これにより、　問題のある者が増加することにはならない。		－	－	最初から勉学ではなく就労することを意図して在留目的を偽って入国・在留する留学生や経済的理由のため勉学を偽装し，中には不法就労や犯罪に走る留学生もおり，このような状況は大学の管理レベル如何に関わらず発生していることから，経費支弁能力については厳格な審査を実施しているところであり，提出書類の簡素化を実施することは困難である。	1134	1134011	京都府	「京都海外人材特区」構想	1　大学等が特に推薦する者に対する在留資格認定証明書に添付する経費支弁能力資料の簡素化または省略 2　短期滞在の在留資格で入国した学者、研究者等の資格外活動許可の手続きの簡素化または省略 3　海外の教員免許資格者（「家族滞在」で在留）が地域で母国の在住外国人に対する教育活動を有償で実施できるよう資格要件を緩和、英語指導助手については、学校等での活動に加えて、地域での対在住外国人向け教育を可能とする実施要領の改正 4　週28時間に限定されている資格外活動許可をインターンとして従事する場合に限って週40時間に延長 5　卒業後、180日まで認められている「短期滞在」での就職活動期間の延長（最長1年まで）または、新たな在留資格「就職活動」（仮称）の創設	○特に優秀な人材の入国や地域での活動に係る規制を緩和することにより、地域への海外人材の招致を推進し、地域との交流を推進する中から、新たな文化、学術、芸術を創造する。（左欄1，2関係） ○母語や母文化を教える能力を有する在住外国人の活動を拡大することにより、これらを活用した教育の場を提供し、海外人材にとって大きな課題の一つである子どもの教育の推進を図る。（左欄3関係） ○有償によるインターンシップに留学生が参加し、また、卒業後一定期間就職活動に専念する期間を設けることにより、地元企業への円滑な定着を促進する。（左欄4，5関係）	「文化優先社会」の世紀に、グローバル化、ボーダレス化に対応し、京都が更なる発展を遂げるため、企業や地域の企業戦略や地域戦略にとって不可欠な京都の「人的資源」として、「海外人材」を地域の活性化や国際化の原動力として活用することが必要であり、文化・芸術・学術の各分野で活躍する海外人材の積極的な招致や活用を推進するため。これらを進めるためには、留学生や研究者の入国、地域での活動推進にとって、重要な課題となっている入国管理や活動規制の緩和が必要であり、経済支弁能力の適正な審査を継続する一方で、特に地域にとって重要である人材については、能力重視による円滑な手続きや地域定着のための活動確保が必要であるため。
法務省	050090	「短期滞在」で入国・在留する研究者等に係る資格外活動許可の簡素化	出入国管理及び難民認定法第19条	在留資格「短期滞在」において，収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことはできない。	C	－	在留資格「短期滞在」は滞在期間が短いというだけではなく，観光，講習又は会合への参加等を目的とする者を対象とする資格であり，職業，生業又は報酬を受けるその他の活動に従事する場合は，別の在留資格を取得して入国すべきであり，資格外活動許可を与えるべき性格のものではない。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	本件は、学者、文化人、芸術家等が大学や文化団体に招かれた場合を想定しており、手続を簡素化することにより、これらの高度な能力を備えた人材が国内でその豊富な識見や技術を有償で反復して披露できる機会に参加することができ、より頻繁に京都（日本）を訪れてもらいやすい条件を整備することが可能となる。		－	－	在留資格「短期滞在」は滞在期間が短いというだけではなく，観光，講習又は会合への参加等を目的とする者を対象とする資格であり，職業，生業又は報酬を受けるその他の活動に従事する場合は，別の在留資格を取得して入国すべきであり，資格外活動許可を与えるべき性格のものではない。	1134	1134012	京都府	「京都海外人材特区」構想	1　大学等が特に推薦する者に対する在留資格認定証明書に添付する経費支弁能力資料の簡素化または省略 2　短期滞在の在留資格で入国した学者、研究者等の資格外活動許可の手続きの簡素化または省略 3　海外の教員免許資格者（「家族滞在」で在留）が地域で母国の在住外国人に対する教育活動を有償で実施できるよう資格要件を緩和、英語指導助手については、学校等での活動に加えて、地域での対在住外国人向け教育を可能とする実施要領の改正 4　週28時間に限定されている資格外活動許可をインターンとして従事する場合に限って週40時間に延長 5　卒業後、180日まで認められている「短期滞在」での就職活動期間の延長（最長1年まで）または、新たな在留資格「就職活動」（仮称）の創設	○特に優秀な人材の入国や地域での活動に係る規制を緩和することにより、地域への海外人材の招致を推進し、地域との交流を推進する中から、新たな文化、学術、芸術を創造する。（左欄1，2関係） ○母語や母文化を教える能力を有する在住外国人の活動を拡大することにより、これらを活用した教育の場を提供し、海外人材にとって大きな課題の一つである子どもの教育の推進を図る。（左欄3関係） ○有償によるインターンシップに留学生が参加し、また、卒業後一定期間就職活動に専念する期間を設けることにより、地元企業への円滑な定着を促進する。（左欄4，5関係）	「文化優先社会」の世紀に、グローバル化、ボーダレス化に対応し、京都が更なる発展を遂げるため、企業や地域の企業戦略や地域戦略にとって不可欠な京都の「人的資源」として、「海外人材」を地域の活性化や国際化の原動力として活用することが必要であり、文化・芸術・学術の各分野で活躍する海外人材の積極的な招致や活用を推進するため。これらを進めるためには、留学生や研究者の入国、地域での活動推進にとって、重要な課題となっている入国管理や活動規制の緩和が必要であり、経済支弁能力の適正な審査を継続する一方で、特に地域にとって重要である人材については、能力重視による円滑な手続きや地域定着のための活動確保が必要であるため。
法務省	050100	「家族滞在」の資格要件の緩和	出入国管理及び難民認定法第19条	「家族滞在」の在留資格をもって在留する者が，風俗営業が営まれている営業所において行う活動等を除き，週28時間以内の就労活動を行うことについて包括的に資格外活動を許可している。	D－1	－	「家族滞在」の在留資格をもって在留する者については，風俗営業が営まれている営業所において行う活動等を除き，週28時間以内の就労活動を行うことについて包括的に資格外活動を許可している。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	教員免許資格を有する者の有効活用を目的としており、より積極的に出身国の子どもの教育に関わってもらうため、資格外許可を必要とすることなく業務に従事できる制度が求められている。		－	－	家族滞在は就労を目的とした在留資格ではなく，資格外活動許可を要せず就労活動に従事することを認めることは困難である。本来このような提案は外国人労働者の問題として考えるべき性格のものである。	1134	1134013	京都府	「京都海外人材特区」構想	1　大学等が特に推薦する者に対する在留資格認定証明書に添付する経費支弁能力資料の簡素化または省略 2　短期滞在の在留資格で入国した学者、研究者等の資格外活動許可の手続きの簡素化または省略 3　海外の教員免許資格者（「家族滞在」で在留）が地域で母国の在住外国人に対する教育活動を有償で実施できるよう資格要件を緩和、英語指導助手については、学校等での活動に加えて、地域での対在住外国人向け教育を可能とする実施要領の改正 4　週28時間に限定されている資格外活動許可をインターンとして従事する場合に限って週40時間に延長 5　卒業後、180日まで認められている「短期滞在」での就職活動期間の延長（最長1年まで）または、新たな在留資格「就職活動」（仮称）の創設	○特に優秀な人材の入国や地域での活動に係る規制を緩和することにより、地域への海外人材の招致を推進し、地域との交流を推進する中から、新たな文化、学術、芸術を創造する。（左欄1，2関係） ○母語や母文化を教える能力を有する在住外国人の活動を拡大することにより、これらを活用した教育の場を提供し、海外人材にとって大きな課題の一つである子どもの教育の推進を図る。（左欄3関係） ○有償によるインターンシップに留学生が参加し、また、卒業後一定期間就職活動に専念する期間を設けることにより、地元企業への円滑な定着を促進する。（左欄4，5関係）	「文化優先社会」の世紀に、グローバル化、ボーダレス化に対応し、京都が更なる発展を遂げるため、企業や地域の企業戦略や地域戦略にとって不可欠な京都の「人的資源」として、「海外人材」を地域の活性化や国際化の原動力として活用することが必要であり、文化・芸術・学術の各分野で活躍する海外人材の積極的な招致や活用を推進するため。これらを進めるためには、留学生や研究者の入国、地域での活動推進にとって、重要な課題となっている入国管理や活動規制の緩和が必要であり、経済支弁能力の適正な審査を継続する一方で、特に地域にとって重要である人材については、能力重視による円滑な手続きや地域定着のための活動確保が必要であるため。
法務省	050110	留学生が卒業後就職活動を行う場合に付与される「短期滞在」の在留期間の伸長	構造改革特別区域基本方針等において定められた規制改革に関する措置の実施に伴う入国・在留審査事務の取扱いについて	留学生が，卒業後，就職活動を行っており，かつ，大学による推薦がある場合には，「短期滞在」への在留資格変更を許可し，更に1回の在留期間更新を認めることにより，最長180日間滞在することを可能とするとともに，個別の申請に基づき，週28時間以内の資格外活動許可を与えている。	D－1	－	留学生が，卒業後，就職活動を行っており，かつ，大学による推薦がある場合には，「短期滞在」への在留資格変更を許可し，更に1回の在留期間更新を認めることにより，最長180日間滞在することを可能とするとともに，個別の申請に基づき，週28時間以内の資格外活動許可を与えている。 なお，就職活動は留学生の在学中に行うことも可能であり，その間を含め，卒業後大学の推薦がある場合に最長180日間の滞在を認めている現状は，社会通念に照らしても，十分に就職活動をすることを可能とする期間である。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。また、新たな在留資格の創設について、回答されたい。	京都の経済団体や留学生等との意見交換の場においても、現行の180日では、就職活動には必ずしも十分な期間であるとは言えないとの指摘があり、これを1年程度まで延長することにより、複数の企業への面接やインターンシップへの参加が促進され、海外人材と企業とのマッチングの機会が増え、地域経済をはじめ学術・文化の原動力となる人材を確保することが可能となる。		－	－	就職活動は留学生の在学中に行うことも可能であり，その間を含め，卒業後大学の推薦がある場合に最長180日間の滞在を認めている現状は，社会通念に照らしても，十分に就職活動をすることを可能とする期間であり，180日間の延長も新たな在留資格の創設も必要ないものと考える。	1134	1134016	京都府	「京都海外人材特区」構想	1　大学等が特に推薦する者に対する在留資格認定証明書に添付する経費支弁能力資料の簡素化または省略 2　短期滞在の在留資格で入国した学者、研究者等の資格外活動許可の手続きの簡素化または省略 3　海外の教員免許資格者（「家族滞在」で在留）が地域で母国の在住外国人に対する教育活動を有償で実施できるよう資格要件を緩和、英語指導助手については、学校等での活動に加えて、地域での対在住外国人向け教育を可能とする実施要領の改正 4　週28時間に限定されている資格外活動許可をインターンとして従事する場合に限って週40時間に延長 5　卒業後、180日まで認められている「短期滞在」での就職活動期間の延長（最長1年まで）または、新たな在留資格「就職活動」（仮称）の創設	○特に優秀な人材の入国や地域での活動に係る規制を緩和することにより、地域への海外人材の招致を推進し、地域との交流を推進する中から、新たな文化、学術、芸術を創造する。（左欄1，2関係） ○母語や母文化を教える能力を有する在住外国人の活動を拡大することにより、これらを活用した教育の場を提供し、海外人材にとって大きな課題の一つである子どもの教育の推進を図る。（左欄3関係） ○有償によるインターンシップに留学生が参加し、また、卒業後一定期間就職活動に専念する期間を設けることにより、地元企業への円滑な定着を促進する。（左欄4，5関係）	「文化優先社会」の世紀に、グローバル化、ボーダレス化に対応し、京都が更なる発展を遂げるため、企業や地域の企業戦略や地域戦略にとって不可欠な京都の「人的資源」として、「海外人材」を地域の活性化や国際化の原動力として活用することが必要であり、文化・芸術・学術の各分野で活躍する海外人材の積極的な招致や活用を推進するため。これらを進めるためには、留学生や研究者の入国、地域での活動推進にとって、重要な課題となっている入国管理や活動規制の緩和が必要であり、経済支弁能力の適正な審査を継続する一方で、特に地域にとって重要である人材については、能力重視による円滑な手続きや地域定着のための活動確保が必要であるため。
法務省	050120	「留学」在留資格を持つ外国人留学生のベンチャー企業創設・運営	出入国管理及び難民認定法別表第1	在留資格「留学」で在留する外国人が「投資・経営」に係る活動を行う場合は在留資格変更許可を受ける必要がある。	E	－	日本で収入を伴う事業を運営する活動を行う場合は，就労を目的とする在留資格に変更する許可を受けるのが原則であり，在留資格「留学」で在留する外国人が「投資・経営」に係る活動を行う場合は在留資格変更許可を受けることにより，「投資・経営」に係る活動を行いながら，大学等において教育を受ける活動を行うことが可能である。	現状、「留学」の在留資格で在留している外国人が大学又は大学院に通いながら、在留資格の変更を行わずに企業経営を開始する場合、どの段階までは認められるかを明らかにしつつ、提案の趣旨を実現できないかについて再度検討し回答されたい。			－	－	就労活動に該当しない活動すなわち報酬が生じない活動までであれば認められる。 したがって，提案の内容は，就労活動に該当しない場合にあっては在留資格「留学」により，就労活動に該当する段階に至る場合には在留資格「投資・経営」への在留資格変更を行うことで実現が可能である。	1078	1078010	大阪産業大学、大阪府大東市	外国人留学生ベンチャー企業設立支援特区	「留学」在留資格を取得した外国人留学生が、大学又は大学院に在籍する間、学生ベンチャー企業の創設・運営をすることができるよう、当該資格を保有したまま「投資・経営」在留資格の本邦において行うことができる活動を付加する。	昨今の少子化の影響から、外国人留学生の大学又は大学院での在籍は増加傾向にあり、「留学」在留資格を持つ外国人留学生の活躍の場が求められるところである。 産業系分野においても、国（経済産業省）の「大学発ベンチャー1000社計画」の支援策により、大阪産業大学ではこれまで7社のベンチャー企業が創設されたところであるが、外国人留学生の関与が消極的である。 これは外国人留学生が持つ「留学」在留資格の活動範囲が限定されているためと考えられ、外国人留学生でも積極的にベンチャー立ち上げに関わりを持つことができる環境を整備する必要がある。 ついては、「留学」在留資格の活動に、「投資・経営」の活動を上乗せし、外国人留学生が「留学」在留資格の持ったまま、「投資・経営」活動を可能とする。 これにより、外国人留学生が持つエネルギーを大学発の技術の高度化の促進と新たな産業分野の創出につなげて行く。	外国人留学生が本邦においてベンチャー企業を立ち上げる場合、「投資・経営」在留資格を取得しなければならないが、その際それまでに取得していた「留学」在留資格を併せ持つことが出来なくなる。 その場合でも大学・大学院への在籍は可能であるが、独立行政法人日本学生支援機構等からの奨学金の補助が受けられなくなったり、国から大学に支払われる助成金の対象外となり授業料減免が受けられなくなる。 在留資格の変更は、外国人留学生が受けるこうした助成を剥奪することになり、学生のベンチャー企業立ち上げの支障となっている。 こうしたことから、大学又は大学院に在籍する外国人留学生が一般に取得する「留学」在留資格に「投資・経営」在留資格の内容を付加することにより、外国人留学生でもベンチャー企業が立ち上げをしやすくするよう制度改正による支援を実施する。

05 法務省

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見補足資料	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	再検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	（再）提案理由
法務省	050130	「投資・経営」の要件緩和	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の「投資・経営」の項	「投資・経営」の在留資格については，経営を行う外国人について，投資の規模として，「2人以上の本邦に居住する者で常勤の職員が従事して営まれる規模のものであること」が要件とされている。なお，投資要件については，2人以上の日本人等を常勤職員として雇用していなくとも，投資額が年間500万円以上であればよい。	C	－	投資要件については，2人以上の日本人等を常勤職員として雇用されているか，投資額が年間500万円以上であればよいが，本要件は投資の実態を担保するためのものであり，当該要件を緩和することは困難である。 なお，留学生が大学において学んだ知識を活かしてベンチャー企業を運営する場合で，上記の要件に適合しない場合は，「人文知識・国際業務」又は「技術」の在留資格で在留できる可能性がある。	ベンチャー企業の起業直後においては、2人以上の雇用を行うことは稀であり、また、場合によっては投資はほとんど行わずに事業を展開する場合も多い。地方自治体や大学等の関与を条件として、一定の売り上げ等他の要件も加えることによって、「投資・経営」として在留資格を認めることは出来ないか再度検討されたい。			－	－	在留資格「投資・経営」に係る投資要件は，投資の実態の確保のために設けられているものであり，地方公共団体や大学等の関与により代えられる性格のものではない。 なお，「500万円」には，事業所の確保のための経費（当該事業を営むための事業所として使用する施設の確保に係る経費），雇用する職員の給与等（常勤，非常勤を問わず，当該事業所において雇用する職員に支払われる報酬に係る経費），事業所に備え付けのための事務機器購入経費等の実際の「投資額」が含まれ，資本金に限定されるわけではない。 また，留学生が大学において学んだ知識を活かしてベンチャー企業を運営する場合で，上記の要件に適合しない場合は，「人文知識・国際業務」又は「技術」の在留資格で在留できる可能性がある。	1078	1078020	大阪産業大学、大阪府大東市	外国人留学生ベンチャー企業設立支援特区	「留学」在留資格を取得した外国人留学生が大学又は大学院を卒業する時において、ベンチャー企業の創設・運営を目的に「投資・経営」在留資格を取得する場合の一部資格取得要件を緩和する。 一部資格取得要件の緩和内容は、「投資・経営」の許可基準として出入国管理及び難民認定法施行規則に「当該事業がその経営又は管理に従事する者以外に二人以上の本邦に居住する者で常勤の職員が従事して営まれるもの」と定められ、その規模を示すガイドラインとして「新規事業を開始しようとする場合の投資額が年間500万円以上」との規定があることを指す。	昨今の少子化の影響から、外国人留学生の大学又は大学院の在籍は増加傾向にあり、「留学」在留資格を持つ外国人留学生が卒業後においても本邦で活躍したいと考えている者が多い。 しかしながら、雇用状況の回復は進まず、外国人の労働雇用も伸びない状況が続いている。 本邦に在籍する外国人留学生は、大学や大学院で学んだ研究成果を社会経済に活かしたいと考えている者も多く、また、そうした研究成果を本国の経済発展に活かすことも検討しなければならない。 ついては、高い能力を持った外国人留学生が、本邦で学生中に学んだ成果をわが国社会に貢献すべくベンチャー企業を立ち上げる場合に、必要とされる「投資・経営」在留資格の取得要件を緩和し、外国人留学生が持つエネルギーを技術の高度化の促進と新たな産業分野の創出につなげて行く。	大学又は大学院に在籍する外国人留学生の多くは「留学」在留資格を取得し本邦に在留しているが、卒業後において学生中に学んだ研究成果を活かすなどによりベンチャー企業を立ち上げる場合、「投資・経営」在留資格を取得する必要がある。 その際、出入国管理及び難民認定法施行規則やそのガイドラインの規定により、二人以上の本邦に居住する者で常勤の職員が従事すること、一定規模以上（年間500万円以上）の投資額を用意することが必要であるとされており、外国人留学生が資格変更時までに（学生中に）そうした職員や資金を準備することは非常に困難である。 現在、資本金が一円でも株式会社を立ち上げることは可能であるが、外国人留学生が卒業後に、本邦において経営者となる場合は、在留資格の変更の取得に、従業員や投資額の基準が大きな障害となっている。 新たなベンチャー創設や外国人労働力の必要性が問われるなかにおいて、外国人留学生の卒業後において、「留学」在留資格を「投資・経営」在留資格に変更する場合の取得要件を緩和し、ベンチャー企業を立ち上げるための条件を整える。
法務省	050130	「投資・経営」の要件緩和	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の「投資・経営」の項	「投資・経営」の在留資格については，経営を行う外国人について，投資の規模として，「2人以上の本邦に居住する者で常勤の職員が従事して営まれる規模のものであること」が要件とされている。なお，投資要件については，2人以上の日本人等を常勤職員として雇用していなくとも，投資額が年間500万円以上であればよい。	C	－	投資要件については，2人以上の日本人等を常勤職員として雇用されているか，投資額が年間500万円以上であればよいが，本要件は投資の実態を担保するためのものであり，当該要件を緩和することは困難である。 なお，留学生が大学において学んだ知識を活かしてベンチャー企業を運営する場合で，上記の要件に適合しない場合は，「人文知識・国際業務」又は「技術」の在留資格で在留できる可能性がある。	ベンチャー企業の起業直後においては、2人以上の雇用を行うことは稀であり、また、場合によっては投資はほとんど行わずに事業を展開する場合も多い。地方自治体や大学等の関与を条件として、一定の売り上げ等他の要件も加えることによって、「投資・経営」として在留資格を認めることは出来ないか再度検討されたい。			－	－	在留資格「投資・経営」に係る投資要件は，投資の実態の確保のために設けられているものであり，地方公共団体や大学等の関与により代えられる性格のものではない。 なお，「500万円」には，事業所の確保のための経費（当該事業を営むための事業所として使用する施設の確保に係る経費），雇用する職員の給与等（常勤，非常勤を問わず，当該事業所において雇用する職員に支払われる報酬に係る経費），事業所に備え付けのための事務機器購入経費等の実際の「投資額」が含まれ，資本金に限定されるわけではない。 また，留学生が大学において学んだ知識を活かしてベンチャー企業を運営する場合で，上記の要件に適合しない場合は，「人文知識・国際業務」又は「技術」の在留資格で在留できる可能性がある。	1132	1132020	別府銀座商店街振興組合	国際通り構想	外国人が国内において経営をする場合、一定の要件を満たすことで在留資格を取得できる。このうち、大学が別府銀座商店街における出店を認めた留学生が卒業後、引き続き同商店街において経営を行う場合、1回目の在留資格を申請する場合に限り、総投資額を500万円から300万円、従業員規模を2名から1名に緩和していただきたい。	卒業後も引き続き、国際色豊かな店舗を運営できることにより、事業の継続性を高め、国際通りとして地域に根付くことが中心市街地の活性化に繋がる。	
法務省	050140	技能実習移行対象職種に係る介護職種の新設	－	現行，技能実習移行対象職種として，62職種113作業が認められている。	E	－	対象技能等につき，公的に評価ができるものであって，かつ，研修生送出国のニーズに合致するものであれば足り，技能検定制度が整備されるか，又は評価制度が整備され（財）国際研修協力機構の認定を受ければ技能実習移行対象職種に含めることは可能である。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	今提案は、2つの性質を持つものである。1つは、急速な高齢化の進展にともない、介護分野を担う人材の育成が急がれる中国へ日本の介護技術の技術移転を目的としているところである。2001年より社会福祉法人こうほうえんでは中日友好病院から看護師を研修生として受け入れ、既に実績があり、効果も見られている。この介護技術を技能実習移行対象職種に位置づけることにより、OJTを中心とした研修が可能となり、より精度の高い技術の移転が可能となることを認めていただきたい。		－	－	対象技能等につき，公的に評価ができるものであって，かつ，研修生送出国のニーズに合致するものであれば足り，技能検定制度が整備されるか，又は評価制度が整備され（財）国際研修協力機構の認定を受ければ技能実習移行対象職種に含めることは可能である。	1084	1084011	社会福祉法人こうほうえん アポプラスステーション株式会社	中国人看護師の介護福祉士養成プログラム	外国人の機能実習移行対象職種に介護職種新設 外国人看護師の労働を伴う介護技術研修を可能にするための規制緩和	2001年より中国人看護師の受入と育成実績のある社会福祉法人こうほうえんが主に育成と実習場所の提供の役割を担い、アポプラスステーション株式会社が協働することにより、中国人看護師の受入・介護技術の取得がより効率的に実現する。 実施スケジュール： 2004年12月　中国人看護師（経験1年以上、25歳以下）で介護に関心の高い看護師を募集。 2005年 2月　中国人看護師の面接、合格者20名 2005年 3月　面接合格者を北京(中日友好病院内)、大連（日本語研修所）に受け入れ、日本語研修、基礎介護研修 2005年10月　日本語能力試験、基礎介護能力試験実施 2006年1月　合格者日本受入 2006年2月　介護実地研修 2008年1月　介護福祉士受験 2008年4月　介護福祉士資格取得者就業開始 2008年4月　中国へ帰国および国内にて就労	超高齢社会、労働人口の減少を数年後に控える日本において今後、介護専門職の不足は免れない事態となることが予想されている。一方、中国においても一人っ子政策実施後、27年が経過し、都市部とくに、北京、上海では日本が経験した以上の高齢化が進んでいる。しかしながら、中国では未だ福祉施設の整備が進んでおらず、まして介護専門職の育成はほとんど取り組まれていないのが現状である。 そこで、社会福祉法人こうほうえんではアポプラスステーション株式会社を仲介として中日友好病院と提携し、2001年より日本語の会話能力のある看護師経験者を同病院から2名選抜し、介護技術取得を目的とした実地研修を行ってきた。その結果、これまで8名の中国人看護師が日本のヘルパー認定2級、および日本語検定2級を取得し、帰国、中日友好病院にて、日本で培った知識と技術を活かして活躍中である。 現在のところ、外国人介護専門職受入はFTA交渉中の国を対象としてのみ進捗状況にある。しかしながら、介護専門職を単純労働者としての扱いによるところが大きく、対象国のメリットを経済的視点からのみ議論されている。しかしながら、介護専門職は介護福祉士受験資格にあるように、専門の学校を卒業するか、福祉施設および医療機関での3年の経験が義務付けられていること、そして、何らかの障害を持った利用者、患者の体に触れることから、介護職としての専門的な知識および技術の習得と日本語の会話能力が必須である。 プロジェクトの社会的使命： 中国人の看護師経験者を介護技術実習生（介護補助員と同等の処遇）として受け入れることにより、中国の介護技術の向上に貢献する人材の育成を可能にする。そして、3年の研修後には日本の介護福祉士免許、日本語検定1級を取得し、福祉施設と本人の希望により、帰国または日本にて介護福祉士として就労することにより、日本の介護専門職員不足の緩和も可能にする。
法務省	050150	介護労働者の受入れ	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の「研修」の項	在留資格「研修」において，介護に係る研修を行うことは可能である。	D－1	－	対象技能等につき，公的に評価ができるものであって，かつ，研修生送出国のニーズに合致するものであれば足り，技能検定制度が整備されるか，又は評価制度が整備され（財）国際研修協力機構の認定を受ければ技能実習移行対象職種に含めることは可能である。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	今提案は、2つの性質を持つものである。1つは、急速な高齢化の進展にともない、介護分野を担う人材の育成が急がれる中国へ日本の介護技術の技術移転を目的としているところである。2001年より社会福祉法人こうほうえんでは中日友好病院から看護師を研修生として受け入れ、既に実績があり、中日友好病院からは高い評価を得、効果も見られている。この介護技術を技能実習移行対象職種に位置づけることにより、OJTを中心とした研修が可能となり、より精度の高い技術の移転が可能となることを認めていただきたい。		－	－	対象技能等につき，公的に評価ができるものであって，かつ，研修生送出国のニーズに合致するものであれば足り，技能検定制度が整備されるか，又は評価制度が整備され（財）国際研修協力機構の認定を受ければ技能実習移行対象職種に含めることは可能である。	1084	1084012	社会福祉法人こうほうえん アポプラスステーション株式会社	中国人看護師の介護福祉士養成プログラム	外国人の技能実習移行対象職種に介護職種新設 外国人看護師の労働を伴う介護技術研修を可能にするための規制緩和	2001年より中国人看護師の受入と育成実績のある社会福祉法人こうほうえんが主に育成と実習場所の提供の役割を担い、アポプラスステーション株式会社が協働することにより、中国人看護師の受入・介護技術の取得がより効率的に実現する。 実施スケジュール： 2004年12月　中国人看護師（経験1年以上、25歳以下）で介護に関心の高い看護師を募集。 2005年 2月　中国人看護師の面接、合格者20名 2005年 3月　面接合格者を北京(中日友好病院内)、大連（日本語研修所）に受け入れ、日本語研修、基礎介護研修 2005年10月　日本語能力試験、基礎介護能力試験実施 2006年1月　合格者日本受入 2006年2月　介護実地研修 2008年1月　介護福祉士受験 2008年4月　介護福祉士資格取得者就業開始 2008年4月　中国へ帰国および国内にて就労	超高齢社会、労働人口の減少を数年後に控える日本において今後、介護専門職の不足は免れない事態となることが予想されている。一方、中国においても一人っ子政策実施後、27年が経過し、都市部とくに、北京、上海では日本が経験した以上の高齢化が進んでいる。しかしながら、中国では未だ福祉施設の整備が進んでおらず、まして介護専門職の育成はほとんど取り組まれていないのが現状である。 そこで、社会福祉法人こうほうえんではアポプラスステーション株式会社を仲介として中日友好病院と提携し、2001年より日本語の会話能力のある看護師経験者を同病院から2名選抜し、介護技術取得を目的とした実地研修を行ってきた。その結果、これまで8名の中国人看護師が日本のヘルパー認定2級、および日本語検定2級を取得し、帰国、中日友好病院にて、日本で培った知識と技術を活かして活躍中である。 現在のところ、外国人介護専門職受入はFTA交渉中の国を対象としてのみ進捗状況にある。しかしながら、介護専門職を単純労働者としての扱いによるところが大きく、対象国のメリットを経済的視点からのみ議論されている。しかしながら、介護専門職は介護福祉士受験資格にあるように、専門の学校を卒業するか、福祉施設および医療機関での3年の経験が義務付けられていること、そして、何らかの障害を持った利用者、患者の体に触れることから、介護職としての専門的な知識および技術の習得と日本語の会話能力が必須である。 プロジェクトの社会的使命： 中国人の看護師経験者を介護技術実習生（介護補助員と同等の処遇）として受け入れることにより、中国の介護技術の向上に貢献する人材の育成を可能にする。そして、3年の研修後には日本の介護福祉士免許、日本語検定1級を取得し、福祉施設と本人の希望により、帰国または日本にて介護福祉士として就労することにより、日本の介護専門職員不足の緩和も可能にする。
法務省	050150	介護労働者の受入れ	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の「研修」の項	在留資格「研修」において，介護に係る研修を行うことは可能である。	D－4	－	介護であることを理由に実務を含む研修を一律に認めないということではなく，「研修」の在留資格に係る法務省令等に定める要件に適合する場合には，介護に係る実務研修を行うことは可能である。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	介護保険導入後、介護サービスの質の向上が議論されているところであるが、介護サービスに従事する介護職員数は約60万人にのぼり、そのうち、介護福祉士資格取得者は27％の16万人程度である。また、介護福祉士資格合格者の動向をみると毎年2～3万人の合格者（合格率約40％程度）にとどまり、その年齢構成は20代世代が3割以上を占めている。今後、介護分野においてサービスの質を高めるため、介護福祉士の資格保持者を基準とするならば、現時点において少なくとも40万人程の有資格者が必要であり、少子化を控えることを考えても、早急な対策が必要であると思われる。		－	－	介護であることを理由に実務を含む研修を一律に認めないということではなく，「研修」の在留資格に係る法務省令等に定める要件に適合する場合には，介護に係る実務研修を行うことが可能である。	1084	1084020	社会福祉法人こうほうえん アポプラスステーション株式会社	中国人看護師の介護福祉士養成プログラム	中国人看護師の日本介護福祉士資格取得を目的とする特定活動者の在留資格新設	2001年より中国人看護師の受入と育成実績のある社会福祉法人こうほうえんが主に育成と就労場所の提供の役割を担い、人材ビジネスを事業の柱とするアポプラスステーション株式会社が協働することにより、中国人看護師の受入・介護技術の取得・就労を事業化する。 実施スケジュール： 2004年12月　中国人看護師（経験1年以上、25歳以下）で介護に関心の高い看護師を募集。 2005年 2月　中国人看護師の面接、合格者20名 2005年 3月　面接合格者を北京(中日友好病院内）に受け入れ、日本語研修、基礎介護研修 2005年10月　日本語能力試験、基礎介護能力試験実施 2006年1月　合格者日本受入 2006年2月　介護実地研修 2008年1月　介護福祉士受験 2008年4月　介護福祉士資格取得者就業開始 2008年4月　中国へ帰国および国内にて就労	超高齢社会、労働人口の減少を数年後に控える日本において今後、介護専門職の不足は免れない事態となることが予想されている。一方、中国においても一人っ子政策実施後、27年が経過し、都市部とくに、北京、上海では日本が経験した以上の高齢化が進んでいる。しかしながら、中国では未だ福祉施設の整備が進んでおらず、まして介護専門職の育成はほとんど取り組まれていないのが現状である。 そこで、社会福祉法人こうほうえんではアポプラスステーション株式会社を仲介として中日友好病院と提携し、2001年より日本語の会話能力のある看護師経験者を同病院から2名選抜し、介護技術取得を目的とした実地研修を行ってきた。その結果、これまで8名の中国人看護師が日本のヘルパー認定2級、および日本語検定2級を取得し、帰国、中日友好病院にて、日本で培った知識と技術を活かして活躍中である。 現在のところ、外国人介護専門職受入はFTA交渉中の国を対象としてのみ進捗状況にある。しかしながら、介護専門職を単純労働者としての扱いによるところが大きく、対象国のメリットを経済的視点からのみ議論されている。しかしながら、介護専門職は介護福祉士受験資格にあるように、専門の学校を卒業するか、福祉施設および医療機関での3年の経験が義務付けられていること、そして、何らかの障害を持った利用者、患者の体に触れることから、介護職としての専門的な知識および技術の習得と日本語の会話能力が必須である。 プロジェクトの社会的使命： 中国人の看護師経験者を介護技術実習生（介護補助員と同等の処遇）として受け入れることにより、中国の介護技術の向上に貢献する人材の育成を可能にする。そして、3年の研修後には日本の介護福祉士免許、日本語検定1級を取得し、福祉施設と本人の希望により、帰国または日本にて介護福祉士として就労することにより、日本の介護専門職員不足の緩和も可能にする。
法務省	050150	介護労働者の受入れ	出入国管理及び難民認定法別表第1	介護労働者に係る在留資格は設けられていない。	D－4	－	介護労働者のFTAによる受入れについては，フィリピンとの間で大筋合意されたところである。なお，この場合において，在留期限の上限を設けることは想定していない。							1110	111010	アテタジャパン	フィリピン介護士の日本国内老人福祉施設へ紹介計画	外国人介護労働者受入れ。 当社ではフィリピンの介護学校10社と提携し日本語学校の開校も間近に準備しております。	現行法令上、介護人材向けの就労可能な在留資格は無いが、フィリピンと交渉中のFTA締結後、フィリピンの介護士国家試験合格者を対象に介護施設で無期限の就労を行わせる。但し、国内施設には入居者数によってその施設の受入人数を制限する。現地で日本語の学習を取得する事が、必要条件である。	当社の調査で施設の経営内容が悪化しており、行政指導の収入に対し55%の人件費では満足なサービスと安全の確保が困難である。現状は70%前後の人件費が必要で、近い将来補助金の削減による入居者への負担が増加につれ入居者の要求が益々増えるので、事業所の許容範囲では措置出来ない事態が起こり得る。 若い明るいフィリピン介護士の受入により、人件費の削減とサービスの向上で施設の経営健全化が図れる。但し無制限の受入は質の低下を招くので、フィリピン国家試験合格資格者のみとする。
法務省	050150	介護労働者の受入れ	出入国管理及び難民認定法別表第1	介護労働者に係る在留資格は設けられていない。	D－4	－	介護労働者のFTAによる受入れについては，フィリピンとの間で大筋合意されたところである。なお，この場合において，在留資格は特定活動とすることを想定している。							5056	50560238	(社)日本経済団体連合会		介護福祉士の資格取得者や外国における隣接職種の資格者で一定の日本語能力を有する者等については、例えば「技術」や「技能」の在留資格として、わが国における介護分野での就労を認めるべきである。		介護は、少子化・高齢化が進む中、将来的に労働力不足が深刻化すると予想される分野であり、わが国の介護サービスの維持・充実の観点から、諸外国から優秀な人材を受け入れることが重要である。とりわけ、わが国の介護福祉士資格等を取得する等、高度な専門性が認められる外国人については、日本人と外国人の就労機会における公平性を図る観点からも、例えば「技術」や「技能」の在留資格として、わが国における介護分野での就労を認めるべきである。
法務省	050150	介護労働者の受入れ	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の「研修」の項	在留資格「研修」において，介護に係る研修を行うことは可能である。	D－1	－	介護であることを理由に実務を含む研修を一律に認めないということではなく，「研修」の在留資格に係る法務省令等に定める要件に適合する場合には，介護に係る実務研修を行うことは可能である。							5083	50830002	アルゴノート株式会社		現在、認められていない介護士の実務研修を受け入れて欲しい。また就労査証を発行して欲しい。	帰国後、タイでロングステイする日本人シニア向け介護にあたる。	日本人向けの介護は、「同一の作業の反復によって修得できる技術」と認定されるが、日本人のメンタリティにあった介護は日本人を対象にしないと修得できない。
法務省	050150	介護労働者の受入れ	出入国管理及び難民認定法別表第1	介護労働者に係る在留資格は設けられていない。	D－4	－	介護労働者のFTAによる受入れについては，フィリピンとの間で大筋合意されたところである。なお，この場合において，在留期限の上限を設けることは想定していない。							5090	50900003	1)三井物産株式会社 2)ヒューマンホールディングス株式会社 3)株式会社東京リーガルマインド 4)株式会社メディカルアソシア		①出入国管理及び難民認定法別表第１の２の表の「医療」活動に、「介護士、訪問介護員としての業務」を含め、且つ②我が国の看護師・訪問介護員の資格を取得した者については、「研修目的で最大４年」という在留制限を撤廃するよう、「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令」を改正すること。	海外における看護師・介護福祉士・訪問介護員養成及び受入れ事業	来るべき高齢化社会において、充分な看護・介護人材を確保していくためには海外からの人材の受入れが不可欠である。しかし、介護分野については、現在の入国管理制度では該当する在留資格がなく、介護を目的とする入国・就労は認められていない。また、看護師についても、日本の看護学校を出て看護師資格を得る必要があるうえ、在留資格は研修目的で最大4年しか認めていない。そこで、①出入国管理及び難民認定法別表第１の２の表の「医療」活動に、「介護士、訪問介護員としての業務」を含めるとともに、②我が国の看護師・介護福祉士・訪問介護員の資格を取得した者については、日本語によるコミュニケーション能力を前提として、「研修目的で4年以内」という現在の在留制限を設けない形で、在留資格が認められるよう、「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令」を改正することを提案する。

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見補足資料	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	再検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	（再）提案理由
法務省	050150	介護労働者の受入れ	出入国管理及び難民認定法別表第1	介護労働者に係る在留資格は設けられていない。	D－4	－	介護労働者のFTAによる受入れについては，フィリピンとの間で大筋合意されたところである。							5116	51160001	社会福祉法人恵泉会 株式会社メディカルアソシア		問題点を踏まえ特区で2名程度を皮切りに、看護師を一年勤務させ、そこで浮かび上がる問題点を当法人で整理する。 2）当初質の高いと評判のフィリピンの看護師をターゲットに候補者を数名面接し日本に入国させる。 3）募集の方法、日本への招聘はメディカルアソシアが担当する。 4）各種社会保険、税等に関してもメディカルアソシアが担当する。 5）規制緩和としては　　2年程度のワークビザの発給（本人が希望すればビザの更なる延長）　　介護保険配置基準における看護師カウントの承認 6）当法人では当該看護師の能力、内部での人事問題等に関して検討する。以上のことより、社会福祉法人恵泉会とメディカルアソシア（株）の共同提案とし、特区構想で問題点をあらいだし全国展開の礎にしたい。	各国の各分野を業とする法人が、全国又は特区の自治体において外国人看護師・介護士の教育、人事管理（派遣・職業紹介）等の事業者指定を受け、フィリピンなど東南アジア諸国において、日本国看護師国家資格受験準備講座、介護士養成講座（日本型介護施設での0JTを含）を受託する。日本語能力については、現地の日本語学校の受講生で、かつ日本語検定試験の２級（一般的なことがらについて会話ができ、読み書きができる能力）又は3級以上に合格した者を、研修生として受け入れる。比国での看護師養成所卒業者、看護実務経験のあるものは看護師・介護福祉士国家資格受験の権利を付与する。訪問看護員については日本又は比国内で同等の教育を実施。これらの条件を満たしたものが、人事管理法人より管轄省庁又は自治体へ申請のあった医療機関・社会福祉施設へ派遣、紹介、紹介予定派遣で斡旋し、「正看護師、介護福祉士、訪問介護員」として送り出す。日本滞在中は、人事管理法人が生活や文化指導を行う。在留期限が来たら、人事管理会社が責任を持って帰国あるいは在留資格の更新手続きを行う。	地方に位置する特別養護老人ホームにおいては、看護師の確保が大きな問題となっている。特別養護老人ホームでは入居者が重度化し看護師の夜勤を考えるべき状況になっきている。介護士に関しても同様の問題がある。海外の看護師資格では在留資格・就労資格がない。介護労働者の在留資格がない。海外の看護師資格を取得していても訪問介護員研修の簡易化ができない。海外で訪問介護員養成研修を受けることは認められない。看護業務の労働者派遣は紹介予定派遣以外認められていない。全国の介護施設では高齢者人口の拡大、働く若者の減少を受け、十分な介護サービスを提供し続けられるか危機感をもっっている。特に過疎化が進行する農村部では切実である。さらに、定着しない若者の介護職の問題、取り合いになっている看護師の問題など、多くの問題がやまずみでありその解決の一助になるとかんがえる。
法務省	050160	外国人留学生の資格外許可に関する申請手続きの簡素化	出入国管理及び難民認定法第19条	留学生に対しては，一般的に，申請があった場合に，週28時間を超えない範囲内で，資格外活動に係る包括許可を与えている。また，個別の申請に基づいて，本来の在留活動を阻害しない範囲内で週28時間を超える資格外活動を認めることとしている。	C	－	資格外活動許可は，本来，在留資格に係る在留活動を阻害しない範囲内で個別に許可されるものであり，週28時間の包括許可は例外であり，その範囲を超えて行う場合は原則どおり個別許可を受けるべきであり，包括許可と個別許可を併せて行うことは困難である。	提案の「学業の一環または、地域貢献に値する資格外活動」に限定し、包括許可と同時に申請できないか、再度検討し、回答されたい。			－	－	資格外活動許可は，本来，在留資格に係る在留活動を阻害しない範囲内で個別に許可されるものであり，週28時間の包括許可は例外であり，その範囲を超えて行う場合は，原則どおり，当該留学生が行う全ての資格外活動について個別許可を受けるべきである。	1132	1132010	別府銀座商店街振興組合	国際通り構想	留学生は、一般的に包括許可を取得することにより週28時間を越えない範囲内での資格外活動が認められており、個別許可によって本来の在留活動を阻害しない範囲内で週28時間を超える資格外活動が認められている。しかしながら、申請手続きは個別に行わなければならない。この現状を、学業の一環または、地域貢献に値する資格外活動については、包括許可と同時に申請できるよう認めていただきたい。	空き店舗を活用して、国際色豊かな店舗を構成することにより、国際通りとして差別化を図り、観光客はもとより、留学生、市民の集う商店街として賑わいを取り戻すことにより、中心市街地の活性化を図っていきたい。	
法務省	050170	農作業における中国人の入国規制緩和	出入国管理及び難民認定法別表第1	農作業に係る在留資格は設けられていない。	C	－	我が国は専門的･技術的労働者の受入れを積極的に推進することを基本方針に掲げており,農作業についても専門的･技術的分野に属する業務とは認められない限り,その業務に係る在留資格を設けることは困難である。							1145	1145010	高尾俊壱	農家の高齢化救済計画	規制を緩和して農作業に限り認める		農業のおけるすべての作業、人件費のかなりの削減、高齢化が進み若者の農業離れ、中国には働きたい若者がたくさんいる
法務省	050180	介護分野への「フィリピン版青年海外協力隊」受入事業実施に伴う「短期滞在」の在留資格該当活動の確認	出入国管理及び難民認定法別表第1	介護労働者に係る在留資格は設けられていない。	D－4	－	在留資格「短期滞在」は滞在期間が短いというだけではなく，観光，講習又は会合への参加等を目的とする者を対象とする資格であり，職業，生業又は報酬を受けるその他の活動に従事する場合は，別の在留資格を取得して入国すべきである。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	回答における「制度の現状」の項目が「介護労働者に係る在留資格は設けられていない。」となっているが、これは提案の趣旨と違う。「フィリピン版青年海外協力隊」（仮称）は、当協会が行ってきたフィリピンへの協力の延長線上で、対等な2国間の相互補完協力の形での日本からフィリピンへの援助に対応するフィリピンからの日本への援助であり、これは「介護労働者」と趣旨が違う。当協会は両国の弱い部分を認め合い助け合っていくボランティア活動を行ってきた。ボランティア活動として来日するに必要なビザが現状ではない。そのビザを認めてほしい申請である。		－	－	就労活動に該当しない限りにおいて，在留資格「短期滞在」に該当しうる。	1159	1159010	特定非営利活動法人　日本フィリピンボランティア協会	介護分野への「フィリピン版青年海外協力隊（仮称）」受入事業	出入国管理及び難民認定法別表第1の3の表における「短期滞在」の「講習会や説明会」に基づく在留で、左記の活動ができること。	1．趣旨　この事業は日本が発展途上国へ人材派遣をすると同じ発想で、発展途上国が日本の弱い部分に人材派遣をする「逆青年海外協力隊」の発想で行う2国間の人の補完事業である。　2．実践　当協会は20年来のフィリピンに対する国際協力活動と併行して、以下の活動をおこなってきた。　a．ビザの種類：　短期滞在ビザ　福祉分野の人事交流（外務省管轄）　b．体験学習先：　老人ホーム、病院、福祉作業所、保育園等の福祉･医療機関等フィリピンからのマンパワーを必要とする現場　c．体験学習内容：　日本人スタッフの指示で補助的な人材として業務を行う　d．体験学習の形態：　日本側の人材不足を補う奉仕的な側面があり、労働について対価の報酬ではない。従って給与は支給しない。日本の青年海外協力隊に準じる。　e．活動の経費：　受け入れ側は当協会に対して、賛助会費（活動協力費）を支払う。当協会は来日者に渡航費･滞在費を支給する。賛助会費の一部は現地の幼児･児童･生徒の教育費･福祉費に活用される。　f．活動の原点：　日本側はフィリピンの貧困集落での別紙のような活動を20年前から実施している。これまでは日本からフィリピンへの支援活動であったが15年前からフィリピンから日本への支援活動があった方がよいという考えで実践してきた活動である。逆の流れを作った活動である。　g．相互補完の奉仕活動：　この活動はフィリピンの青年が日本から支援･援助を受けるだけでなく、日本の困難な現状に力を貸すというギブアンドテイクの善意の発想で始まった活動であり、就労のために来日することとは違う。　h．フィリピン版青年海外協力隊：　これまでは日本の青年達が海外にボランティアで出向いていた。当協会も学生や青年達がフィリピンの教育･福祉の現場でフィリピンの青年達と活動をともにしてきたが、22世紀は逆の発想でフィリピンから青年達のボランティアグループを受け入れることも大きなねらいである。もちろん来日者は必要な研修を受け、ある基準に達したものに限る。　3．既存の制度が使えない理由　15年来の福祉分野での人事交流の経験を何らかの形で社会に還元することは、当協会にとっても社会的義務である。日比間の自由貿易協定の交渉に関連して、経済産業省の方たちが受け入れ先を視察して政策の検討材料として頂いたり、新聞等のマスコミの取材を受けるなど、一定の社会還元はおこなっているが、現在、在留資格の面で、曖昧な部分があるため、さらに経験を社会に還元することが出来ない。	国際交流のための来日であること。福祉の人事交流：日本の福祉関係者が海外へ一定期間、体験学習に行き、その体験を日本の福祉現場に、還元できるのと同じように、外国の福祉関係者が一定期間、体験学習のため来日し、その体験をその出身国の福祉現場へ還元できると同時に、日本の福祉現場へ、異なった発想、アイデアを持ち込む事が出来る。また、将来、日本の福祉現場に外国の介護者を受け入れることが不可避であるとの見通しがある中で、テストケースとして貴重なデータを提供できる。国際交流の枠組みであること。相互補完、両方向の協力。一方通行ではないことが重要です。
法務省	050190	外国人IT技術者の在留資格要件の緩和	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の「技術」の項	日本国内の専修学校の卒業者で専門士の資格を有するものについては，大卒以上の知識･技術水準を有するものとして，就労資格への在留資格変更を認めている。 「技術」の在留資格については，学歴又は実務に係る要件を満たすことが必要であり，実務要件として，「10年以上の実務経験があること」を要件としている。 外国人IT技術者については，大学を卒業しておらず，10年以上の実務経験を有しない場合であっても，所定の試験に合格等している場合には，「技術」の在留資格で入国することが可能となっている。	C	－	①について 外国の専修学校卒業者について本邦における大卒相当以上の者と同等の知識･技術水準を有するものであることを確認できる制度が設けられておらず，このような措置を講ずることは困難である。 ②について 専門的･技術的分野の外国人労働者について積極的に受け入れるとの基本方針に則り，当該基準を設けているところであり，本要件の緩和は単純労働者の受入れにつながることから，このような措置を講ずることは困難である。 ③について 研究機関等が実務要件に代わる技術を有していることの確認を如何なる方法で行いうるのか不明であり，客観的な判断手法が確立されていない以上，実務経験要件の緩和措置を講ずることは困難である。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	○知識･技術水準を確認する制度が設けられていないため困難としているが、各国の教育制度により設置されている専修学校の卒業者を本邦における大卒相当以上の者と同等と認証したものとみなす制度を設けることを要望するものであり、その点についてご理解いただき再度、ご検討をお願いしたい。○所定の試験に合格すれば「技術」の資格で入国は可能であるとしていますが、試験の負担もかなりあります。実務試験についても、若い優秀な技術者を確保するためには、可能であれば3～5年程度緩和していただくよう再度、検討をお願いしたい。○また、受け入れる研究機関等で必要な能力を検証できる仕組みを考え、実務経験10年を緩和できるようご検討していただきたい。		－	－	①について 外国の専修学校卒業者について本邦における大卒相当以上の者と同等の知識･技術水準を有するものであることを確認できる制度を当省において策定することは困難である。 ②について 専門的･技術的分野の外国人労働者について積極的に受け入れるとの基本方針に則り，当該基準を設けているところであり，本要件の緩和は単純労働者の受入れにつながることから，このような措置を講ずることは困難である。 ③について 研究機関等が実務要件に代わる技術を有していることの確認を行う客観的な判断手法を当省で構築することは困難である。	1232	1232070	東京都、神奈川県、横浜市、川崎市	東京湾岸地域における経済特区	①外国の専修学校の卒業者へ「技術」の在留資格を付与する。 ②「技術」の在留資格の基準にある実務経験10年を緩和する。 ③研究機関や技術機関等の推薦をもって「技術」の在留資格基準の実務経験10年を緩和する。	①外国人技術者の活用策としてIT技術者試験制度が法令化されているが、新たにIT関係の専修学校の卒業者に在留資格を付与することにより、民間企業によるソフトウェア開発を促進する。 ②③技術の進展が著しいIT関連で、若い優秀な技術者を確保し、ソフトウェア開発などを促進する。	①高度な教育を行っている専修学校の卒業者を活用することはたいへん有効である。各国においても専門士の称号を付与することにより、一定の知識･技術を評価していることから、正式な相互認証の制度がなくとも、それに代わるものとして、その称号を基準に在留資格を付与できるものと考えられる。 ②かならずしも10年以上の実務経験がなくとも、一定の知識･技術を評価することは可能である。 ③ITなどの先端技術産業の関連では、能力を踏まえた上での推薦は必然である。
法務省	050190	外国人IT技術者の在留資格要件の緩和	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の「技術」の項	外国人IT技術者については，大学を卒業しておらず，10年以上の実務経験を有しない場合であっても，所定の試験に合格等している場合には，「技術」の在留資格で入国することが可能となっている。	D－1	－	外国人IT技術者については，大学を卒業しておらず，10年以上の実務経験を有しない場合であっても，所定の試験に合格等している場合には，「技術」の在留資格で入国することが可能となっている。							5083	50830003	アルゴノート株式会社		タイ人エンジニアを日本で就労させるには、タイ国での10年以上の経験が要求される。	日本語ソフトに対応できる技術を身につけ、帰国後、日系企業にて勤務し、日系企業の発展に寄与する。	タイに進出した日系企業は日本語の分かるエンジニアの確保に苦労しており、一から訓練が必要。また日本語ソフトの開発には日本人の思考、日本人の生活様式に造詣が必要。
法務省	050200	日本語学校の設置基準の校地要件の緩和	－	－	C	－	法務省としては，学校教育法上の校地･校舎の自己所有制限の撤廃の措置が採られていることにかんがみ，日本語教育振興協会における日本語教育施設の運営に関する基準においても同様の措置を検討すべき段階にあると考えているところであり，その旨を伝達の上，同協会から審査基準の見直しをするか否かの判断について回答を求めたところ，同協会より「専修学校設置基準及び各種学校規程の一部改正により，校地･校舎の自己所有の規制が緩和されたところ，許可権者である各都道府県の対応の実情をも踏まえつつ，検討することとしたい」との回答を得たところである。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、結論を出す時期を明確にした上で回答されたい。	貴省は、審査基準は日振協が作成しているため、貴省が基準の改正を行うことは困難であるとしています。しかし、日本語学校の自己所有原則の緩和は、国の政策として貴省が主体的に判断すべき問題であると考えます。法務省告示169号も、認定法人に対する法務大臣の是正勧告権（第10条）、当該勧告に従わなかった場合の認定取消権（第12条4項）を規定しており、日本語学校の認可にかかる法務大臣の最終的な判断権限を明らかにしています。よって、貴省が自己所有原則の緩和が妥当であると考えているのであれば、日振協に対し、必要な措置を取るよう勧告すべきです。また、日振協が本件について検討すると回答しているのであれば、その検討の結果は具体的にいつ分かるのか、その期限を明らかにして頂きたいと考えます。		－	－	専修学校設置基準及び各種学校規程の一部改正により，校地･校舎の自己所有の規制が緩和されたことに伴い，許可権者である各都道府県における認可基準の改正とそれによる許可事例の状況を見て，見直しを行うよう指示することとする。	1245	1245010	株式会社東京リーガルマインド	日本語学校の設置基準を緩和する特区提案	文部科学省が定める「日本語教育施設の運営に関する基準について」第14条は、「日本語教育施設には、その教育の目的を実現するために必要な校地を備えるものとする」と定めています。この規定に、「ただし、校地の自己所有が困難な場合には、賃借権が適切に設定され拘置として安定的に確保されているものとする。」という但書を付け加えることを提案します。	日本語学校の新規設置を促進します。これにより、外国人の受け入れ増加と日本語学校の拡充が図られます。	近年、わが国においては経済の活性化や国際交流という観点から、外国人留学生や旅行者の受け入れ需要が高まっています。そうした状況の中で、日本語学校の拡充は外国人の受け入れを促進するものとして重要な意味を持っています。 しかし、平成5年7月14日に改訂された「日本語教育施設の運営に関する基準について」によると、第14条において校地は自己所有でなければならないと規定されています。このことは、新たに日本語学校を開設しようとする事業者にとっては決定的な参入障壁となっており、実質的に日本語学校の拡充を困難にするものであるといえるからです。
法務省	050210	日本語学校の設置基準の校舎要件の緩和	－	－	C	－	法務省としては，学校教育法上の校地･校舎の自己所有制限の撤廃の措置が採られていることにかんがみ，日本語教育振興協会における日本語教育施設の運営に関する基準においても同様の措置を検討すべき段階にあると考えているところであり，その旨を伝達の上，同協会から審査基準の見直しをするか否かの判断について回答を求めたところ，同協会より「専修学校設置基準及び各種学校規程の一部改正により，校地･校舎の自己所有の規制が緩和されたところ，許可権者である各都道府県の対応の実情をも踏まえつつ，検討することとしたい」との回答を得たところである。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、結論を出す時期を明確にした上で回答されたい。	貴省は、審査基準は日振協が作成しているため、貴省が基準の改正を行うことは困難であるとしています。しかし、日本語学校の自己所有原則の緩和は、国の政策として貴省が主体的に判断すべき問題であると考えます。法務省告示169号も、認定法人に対する法務大臣の是正勧告権（第10条）、当該勧告に従わなかった場合の認定取消権（第12条4項）を規定しており、日本語学校の認可にかかる法務大臣の最終的な判断権限を明らかにしています。よって、貴省が自己所有原則の緩和が妥当であると考えているのであれば、日振協に対し、必要な措置を取るよう勧告すべきです。また、日振協が本件について検討すると回答しているのであれば、その検討の結果は具体的にいつ分かるのか、その期限を明らかにして頂きたいと考えます。		－	－	専修学校設置基準及び各種学校規程の一部改正により，校地･校舎の自己所有の規制が緩和されたことに伴い，許可権者である各都道府県における認可基準の改正とそれによる許可事例の状況を見て，見直しを行うよう指示することとする。	1245	1245020	株式会社東京リーガルマインド	日本語学校の設置基準を緩和する特区提案	文部科学省が定める「日本語教育施設の運営に関する基準について」第15条は、「日本語教育施設には、その教育の目的を実現するために必要な校舎を備えるものとする」と定めています。この規定に、「ただし、校舎の自己所有が困難な場合には、賃借権が適切に設定され拘置として安定的に確保されているものとする。」という但書を付け加えることを提案します。	日本語学校の新規設置を促進します。これにより、外国人の受け入れ増加と日本語学校の拡充が図られます。	近年、わが国においては経済の活性化や国際交流という観点から、外国人留学生や旅行者の受け入れ需要が高まっています。そうした状況の中で、日本語学校の拡充は外国人の受け入れを促進するものとして重要な意味を持っています。 しかし、平成5年7月14日に改訂された「日本語教育施設の運営に関する基準について」によると、第15条において校舎は自己所有でなければならないと規定されています。このことは、新たに日本語学校を開設しようとする事業者にとっては決定的な参入障壁となっており、実質的に日本語学校の拡充を困難にするものであるといえるからです。
法務省	050220	日本語学校の設置基準の最低修業期間の緩和	－	－	C	－	当該審査基準は日本語教育振興協会が作成しているものであり，法務省として基準の改正を行うことは困難である。 なお，法務省としては，日本語教育機関としての適正性の確保の観点から，授業時間数等の緩和を図るべきではないと考えているが，日本語教育振興協会の審査基準の変更の検討にあたっては，日本語教育機関としての適正性の確保及び日本語教育の質の確保の判断が必要であることから，文部科学省と協議の上判断することとなると思われる。	右の提案主体の意見を踏まえ、回答されたい。	貴省は、審査基準は日本語教育振興協会が作成しているため、貴省による基準改正は困難である、また改正においては文部科学省との協議が必要であるとしています。しかし、法務省告示第169号第10条に、認定事業に関し改善が必要であると認めるときには、法務大臣が必要な措置を取るよう勧告することができるとあります。よって、同勧告権を用いて、貴省が設置基準の改正を指示することは可能であると考えます。また文科省との協議に関しては、貴省は平成15年1月23日に「協議をすることとする」と回答して以来、今回の提案においても依然協議をしようとしていません。貴省による主体的な対応が期待できないのであれば、本件の内容的適否を判断する権限を有するとされる文部科学省より、具体的な回答を頂きたいと考えます。		－	－	法務省としては，日本語教育機関としての適正性の確保の観点から，授業時間数等の緩和を図るべきではないと考えている。 なお，以前の回答において「文部科学省と協議をする」と回答したのは，日本語教育振興協会から審査基準に係る変更申請があった場合の対応を記載したものであり，その申請がない段階で文部科学省に対し協議を行うとの趣旨ではない。	1245	1245030	株式会社東京リーガルマインド	日本語学校の設置基準を緩和する特区提案	文部科学省が定める「日本語教育施設の運営に関する基準について」第2条は、「日本語教育施設の修業期間は1年以上とする。ただし、必要に応じ、6ヶ月以上のものとする。」と定めています。この規定を、「日本語教育施設の修業期間は、3ヶ月以上とする。ただし、必要に応じ、1ヶ月以上とするものとする。」とし、修業期間の短縮を提案いたします。	日本語学校において短期カリキュラムを組むことが可能となります。これにより、外国人の学習機会を増やすことができ、受け入れを促進します。	外国人留学生や旅行者の受け入れ需要が高まっているわが国にとっては、日本語学校の拡充は外国人の受け入れを促進するものとして重要な意味をもっています。 しかし、「日本語教育施設の運営に関する基準について」第2条では、修業期間は原則として1年以上にすることが定められており、ある程度長期に渡って日本語を学習しようとする外国人しか日本語学校には受け入れられないことになっています。このことは、時間的に制限のある外国人や経済的にそれほど余裕のない外国人にとっては、日本語学習の機会が減少していることを意味しています。外国人の学習機会の増加という観点からすると、日本語学習のカリキュラムはより柔軟に準備されている方が望ましいと考えられます。1ヶ月や3ヶ月程度の短期語学カリキュラムが用意されているだけでも、時間的･経済的に制約のある外国人にとっては日本語の習得機会が大幅に増加すると考えられます。 わが国における経済の活性化や国際交流という観点からしても、柔軟なカリキュラムを備え外国人を受け入れやすくすることの有用性は高いと考えられます。

05 法務省

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見補足資料	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	再検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	（再）提案理由
法務省	050230	日本語学校の設置基準の最低授業時数の緩和	－	－	C	－	当該審査基準は日本語教育振興協会が作成しているものであり，法務省として基準の改正を行うことは困難である。 なお，法務省としては，日本語教育機関としての適正性の確保の観点から，授業時間数等の緩和を図るべきではないと考えているが，日本語教育振興協会の審査基準の変更の検討にあたっては，日本語教育機関としての適正性の確保及び日本語教育の質の確保の判断が必要であることから，文部科学省と協議の上判断することとなると思われる。	右の提案主体の意見を踏まえ、回答されたい。	貴省は、審査基準は日本語教育振興協会が作成しているため、貴省による基準改正は困難である、また改正においては文部科学省との協議が必要であるとしています。しかし、法務省告示第169号第10条に、認定事業に関し改善が必要であると認めるときには、法務大臣が必要な措置を取るよう勧告することができるとあります。よって、同勧告権を用いて、貴省が設置基準の改正を指示することは可能であると考えます。また文科省との協議に関しては、貴省は平成15年1月23日に「協議をすることとする」と回答して以来、今回の提案においても依然協議をしようとしていません。貴省による主体的な対応が期待できないのであれば、本件の内容的適否を判断する権限を有するとされる文部科学省より、具体的な回答を頂きたいと考えます。		－	－	法務省としては，日本語教育機関としての適正性の確保の観点から，授業時間数等の緩和を図るべきではないと考えている。 なお，以前の回答において「文部科学省と協議をする」と回答したのは，日本語教育振興協会から審査基準に係る変更申請があった場合の対応を記載したものであり，その申請がない段階で文部科学省に対し協議を行うとの趣旨ではない。	1245	1245040	株式会社東京リーガルマインド	日本語学校の設置基準を緩和する特区提案	文部科学省が定める「日本語教育施設の運営に関する基準について」第4条は、「日本語教育施設の授業時間は1年間にわたり760時間以上で、かつ、1週間あたり20時間以上とするものとする」と定めています。この規定を、「日本語教育施設の授業時間は、3ヶ月にわたり190時間以上で、かつ、1週間当たり20時間以上とするものとする。」とし、授業時間の短縮を提案いたします。	日本語学校において短期カリキュラムを組むことが可能となります。これにより、外国人の学習機会を増やすことができ、受け入れを促進します。	外国人留学生や旅行者の受け入れ需要が高まっているわが国にとっては、日本語学校の拡充は外国人の受け入れを促進するものとして重要な意味をもっています。 しかし、「日本語教育施設の運営に関する基準について」第4条では、授業時数は1年間にすることが定められており、ある程度長期に渡って日本語を学習しようとする外国人しか日本語学校には受け入れられないことになっています。このことは、時間的に制限のある外国人や経済的にそれほど余裕のない外国人にとっては、日本語学習の機会が減少していることを意味しています。外国人の学習機会の増加という観点からすると、日本語学習のカリキュラムはより柔軟に準備されている方が望ましいと考えられます。1ヶ月や3ヶ月程度の短期語学カリキュラムが用意されているだけでも、時間的・経済的に制約のある外国人にとっては日本語の習得機会が大幅に増加すると考えられます。 わが国における経済の活性化や国際交流という観点からしても、柔軟なカリキュラムを備え外国人を受け入れやすくすることの有用性は高いと考えられます。
法務省	050240	一定要件を満たした外国人専門医の入国、診療行為及び日本人医師に対する指導を容認するための医師法第2条及び第17条の特例	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の「医療」の項	我が国の医師国家資格を取得した外国人が，①本邦の医学部を卒業して6年以内の期間中に大学の医学部の付属施設である病院等において研修として行う業務に従事する場合か，②医師等の確保が困難な地域にある病院等で診療に係る業務に従事する場合に在留資格「医療」が付与される。	C	－	国内で医療行為を行うことを認めるか否かは厚生労働省の所管に属する事項であり，医療行為を行うことが認められた外国人については，在留資格「医療」の対象とすることについて検討することは可能である。	検討を行う際の考え方を示されたい。			－	－	我が国の医師の国家資格を有する者と同等程度の専門性・技術性が認められるか否かについて，医療分野を所管している厚生労働省と協議しつつ，検討していくこととなる。	1254	1254010	医療法人財団河北総合病院	杉並救急医療特区	救急専門医（特に小児救急専門医）である外国人医師が、日本人等に対する診療を行う目的で入国し、以下の要件を満たした場合は、医師法第17条の特例として当該外国人医師に就労ビザ（特定活動2年更新可能）を発給する。 外国人医師に対して左記特例を認めるにあたって、以下の要件を課す。 ①外国人医師が以下を満たしていること。 ・患者に与えた損害を賠償する能力を有すること。 ・米国人医師の専門的知識及び技能を評価する指標として、日本救急医学会において適用している基準を応用し、日本救急医学会専門医に相当する経験を有すること（5年以上の臨床経験を有すること、専門医指定施設またはこれに準じる救急医療施設において、救急部門として 3 年以上の臨床修練を行った者であること。または、それと同等の学識、技術を習得した者であること。）によりその技術、知識の客観性を確保する。 ②外国人医師が以下に該当していないこと ・医師法第3条に規定する場合（未成年者、成年被後見人及び被保佐人でないこと） ・医師法第7条第2項に規定する医業の停止の命令に相当する外国の法令による処分を受け、当該外国において医業を行うことができない者 ③外国人医師の就労条件として以下の要件を満たしていること。 ・日本語によるコミュニケーション不足を補完する為、米国人医師と患者又は患者家族との間に存在する必要なコミュニケーションは日本人医師がそれを行う。さらに、米国人医師と医療従事者間とのコミュニケーションは日々のミーティング及び必要な研修を受けることにより円滑な意思疎通を確立する。 ・臨床修練制度運営規則と同等の監督のための院内規則を設けること。 ・業務上知り得た人の秘密に対し、守秘義務を課すこと ・ 診療行為に対する患者の合意を得ること	東京都杉並区における救急医療体制の充実、日本の救急専門医の不足を補完する為に、古くから救急専門医の臨床研修教育が充実し、多くの救急専門医が一貫した救急診療に携わっているアメリカ（米国）の救急専門医を招聘し診療及び指導をさせる。そのために、日本の医師国家資格を有さない者の医療行為を禁止する医師法の特例を一定要件を満たした場合に認める。これらにより、病状の訴えのある外来患者をトリアージから始まり、第三次救命救急診療まで継続的に診療する体制が整っているアメリカ（米国）の救急医療を行い「杉並ＥＲ」を実現する。	医療法人財団　河北総合病院は構造改革特区第5次提案に今回提案する内容とほぼ同じ内容を提案したものの、特区で対応不可能というものだった。 しかし、以下の杉並区の人口の性質及び救急医療の逼迫状態といった地域の特性並びに日本の救急専門医の不足状況を考え、地域の特性に応じた規制改革が可能な特区制度の枠組みの下、いち早く杉並区における救急医療体制の充実し、日本の救急専門医の不足を補完するために、日本の救急専門医の養成を長期間待つことよりも、既に救急専門医が多く存在し活躍している米国（アメリカ）から招聘することが必要不可欠であると考え、再度提案をした。 ・杉並区内を起点とする救急車搬送件数は資料1の通り27，596件であり、杉並区内で診療されたものは11，504件と半数にも及んでいない。 ・杉並区の夜間人口は新宿区の二倍弱である（資料2）にも関わらず、三次救急医療を受けることが可能な医療機関が杉並区内に存在しない（資料3）ことから、三次救急医療を受けるためには新宿区の救命救急センターに搬送しなければならない。 ・杉並区の年少人口は新宿区及び中野区のおよそ二倍であるにも関わらず（資料2）、小児（科）救急に関しては杉並区内ではほとんど対応できていない（資料3）。 ・日本の救急専門医は資料5のとおりであり、ほとんどの救急専門医は第三次救命救急施設に勤務していると考えられることから、救急救命センターのない杉並区内で救急専門医を確保することは困難である。 本提案が実現することにより、本来杉並区外に搬送されていた救急患者を区内で診療することが可能となることでの診療効果の向上が図られ危機的状況が打開できるだけでなく、救急医療の担い手となる日本人の専門医の育成、米国（アメリカ）の先進的な救急医療の導入が可能となると考えられる。 なお、前回提案時の厚生労働省からの御指摘については、次の通りの代替措置を講ずれば弊害は解消できると考えられる。 ・米国人医師の専門的知識及び技能を評価する指標として、日本救急医学会において適用している基準を応用し、日本救急医学会専門医に相当する経験を有すること（5年以上の臨床経験を有すること、専門医指定施設またはこれに準じる救急医療施設において、救急部門として 3 年以上の臨床修練を行った者であること。または、それと同等の学識、技術を習得した者であること。）によりその技術、知識の客観性を確保する。また、米国人医師と患者又は患者家族との間に存在する必要なコミュニケーションは日本人医師がそれを行う。 ・米国人医師と医療従事者間とのコミュニケーションは日々のミーティング及び必要な研修を受けることにより円滑 ・患者又は患者家族に選択する機会を設け、米国人医師からの診療を断ることも可能とする。
法務省	050250	在留資格認定の審査期間の短縮	「504　特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業」に係る基本方針	構造改革特区に係る外国人からの入国・在留に係る諸申請について優先処理をする。	D－2	－	研修生の受入れについて，構造改革特区計画において特定事業の関連事業として位置付けることが可能であれば，「特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業」の対象とすることは可能である。	右の提案主体の意見を踏まえ、検討し回答されたい。	・本市は、グローバル企業の産業集積を図るため、国際物流特区におけるインセンティブの一つとして外国人研修制度の充実を目指している。 ・回答の趣旨は当然に理解しており、本市の提案は、在留資格認定の審査期間が長く受入企業が困っていることを問題視しているのであって、その解決策の一つとして提案したもの。 ・よって、地方独自の事業で、特区計画本文で位置付けた外国人研修事業については、「特定事業等」として当該優先処理事業を適応することが可能かどうか再検討をお願いしたい。		－	－	研修生の受入れについて，構造改革特区計画において特定事業の関連事業として位置付けることが可能であれば，「特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業」の対象とすることは可能である。	1267	1267050	北九州市	北九州市国際物流特区	在留資格認定の審査期間の短縮	構造改革特区で認められている特定事業の504「特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業」の基準を緩和し、地方独自の事業として実施する外国人研修生受入について、過去に違法行為がない受入機関が在留資格認定を申請する場合等は、当該特定事業を単独で適用できることとする。	現行では、在留資格の認定審査に数カ月かかっているため、研修生の入国が遅れることが度々あり、研修計画の変更等多大な支障が生じている。
法務省	050260	在留資格認定の申請書類の簡素化	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の「研修」の項	研修生の受入れ機関は研修生の宿泊施設を確保している必要がある。	C	－	研修生を受け入れる場合には，研修生の受入れ体制が整っている必要があることが前提であり，在留資格認定証明書は上陸許可基準に適合している場合に交付されるものであることから，提出資料はその要件が整っていることを立証するものであることが必要である。	右の提案主体の意見を踏まえ、在留資格認定証明書が交付されるまでに宿舎が確保されることが、地方公共団体により保証されること等の条件を付せば、本提案が実現できないか再度検討し、回答されたい。	・上記同様、回答の趣旨は当然に理解しており、本市の提案は、根本的に在留資格認定の審査期間が長いことを問題視しているのであって、その解決策の一つとして提案している。 ・全ての書類をそろえて申請しても、実態としては順番待ちであり、審査に着手するまでは相当の時間を要している。そうであれば、まず申請を受付け、実際に審査に着手する段階までに必要書類を提出すればよいのではないかと考える。この点について、明確な回答をいただきたい。 ・例えば、受入企業の研修計画を円滑に進めるため、申請受付の予約制（申請書の受理後、直ちに審査に着手することができるしくみ）などを導入し手続きの迅速化を図ればよいのではないか。		－	－	自社で宿泊施設を保有していない場合は，賃貸物件等の予約又は当該施設の確保が見込める資料を提出することで対応が可能である。	1267	1267060	北九州市	北九州市国際物流特区	在留資格認定の申請書類の簡素化	在留資格認定に必要な添付書類のうち、申請時の宿舎の確保の証明については、仮申請（必ず宿舎を確保する旨を受入機関が誓約する等）を認め、在留資格認定書が交付されるまでに宿舎を確定することができるようにする。	自前の寮社宅を保有していない受入企業では、賃貸物件により研修生用の宿舎を確保することになるが、在留資格の認定審査が長期になれば維持・管理等の負担が増加する。
法務省	050270	課税資料収集方法の変更	—	法務省所管の不動産登記法において，本提案に係る規定はない。	C	—	C（特区として対応不可） 理由：地方税法を所管している総務省からの協議があれば，検討することとなるが，登記情報システムのシステム対応をする必要があり，全国対応とならざるをえない。	総務省は「地方税法上、規制が存在しない」と回答しており、法務省としては、提案の趣旨を全国措置として実現できる考えであると解してよいか。右の提案主体の意見も踏まえ、措置する時期を明示しつつ、回答されたい。	法務省からの回答は「総務省からの協議があれば検討することとなる」というものであり、本県では総務省に対して法務省への協議を要望したところである。本県からの提案は、不動産取得税の課税資料収集方法として法務局から登記情報を電子データで提供してもらうものである。これにより業務省力化と事務経費節減を図り、現在以上に早期課税を可能としようとするものであり、法務省として検討を行っていただくとともに、本県の提案を是非とも実現していただくようお願いしたい。なお、登記情報の電子データによる提供は、本県のみならずほとんどの都道府県で望んでいるところである。法務省からの回答のとおり是非「全国対応」を検討いただきたいが、まずは、モデルケースとして本県に対して提供するということも考えていただきたい。		C	－	総務省からの協議があることを前提に，検討の上，全国措置として実現することはあり得ると考える。ただし，登記情報システムのシステム対応をする必要がある（その経費については，情報の提供を求める者に負担していただく必要がある。）ことから，対応にどのくらいの時間を要するかは現時点では不明であり，措置が可能な時期を明示することはできない。また，システム対応は全国対応とする必要があるので，一部の自治体にだけデータ提供をすることは困難である。	1216	1216010	埼玉県	不動産取得税課税資料収集効率化構想	本来、法が予定している不動産取得税課税資料収集は、法第73条の18第1項に基づき不動産の取得者が取得事実を市町村長経由で都道府県知事に申告すること、あるいは同法同条第3項により市町村長が自ら取得の事実を発見した場合に都道府県知事に通知することにより行われることとなっている。 しかし、不動産取得者が申告しないこと、また、市町村としても通知事務を行える体制となっていない」ことから、この規定のとおり行われていない。 こうしたことから、本県では県税事務所の職員が法務局で課税資料を収集しているが、この事務は非効率であり、人件費等膨大な費用を要すること、また、課税に要する時間が長いことなどの問題がある。 現在、県内の不動産登記事務がコンピュータ処理が行われており、課税資料として収集すべき情報のほとんどが電子情報化されていることから、法務局から課税情報を電子データで提供してもらうよう提案し、業務省力化、事務経費節減を図るとともに今まで以上に早期課税を可能とする。	①　法務局から、登記済通知（市町村へ通知されているもの。）の内容を電子データで県へ提供してもらう。 ②　県は、そのデータを直接コンピュータ処理し、課税データとして活用する。 この方式に改めることにより、現在、本県で行っているような資料収集のための事務、また、収集した資料を電子データ化する事務などがほとんどなくなり業務省力化、事務経費節減となるとともに今まで以上に早期課税が可能となる。 また、県のみならず市町村、さらには、市町村への通知事務軽減により法務局にとってもメリットがある。	本県では法務局で「不動産登記申請書」を閲覧の上、不動産取得者を捕捉し、必要事項を転記する方法で課税資料を収集している。 しかし、この方法は非効率的であり、人件費等膨大な費用を要すること、また、課税までに要する期間が長くなることなどから、業務省力化、事務経費節減を図るとともに早期課税を実現するため、法務局から課税情報を電子データで提供してもらうよう提案する。 なお、電子データの提供は、多くの都道府県で望んでいるが、法第73条の18（不動産取得税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務）に基づき法的には資料収集が可能とされていること、また、法第382条（市町村長に対する通知書義務）のような通知義務がないことなどから、法務局の協力が得られず実現に至っていない（国税については、同様に法的義務はないが、国税庁と法務省の協議により電子データの提供が行われている。）。
法務省	050280	コミュニティ・ファンド創設に係る自治体基金活用の規制緩和	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第2条	業として預り金をするにつき他の法律に特別の規定のある者を除く外、何人も業として預り金をしてはならない。	C	I	出資法第2条は、「他の法律に特別の規定のある者」以外は、何人も業として預り金をすることを禁止している。この「他の法律に特別の規定のある者」には、銀行・協同組織金融機関等の預金取扱金融機関が該当する。これらが特例的に預り金を業として行うことを認められているのは、当該他の法律において、一般大衆の財産保護等の観点から、所要の財産的基礎、リスク管理やコンプライアンス等の内部管理体制、ガバナンス、情報提供義務や大口信用供与規制等の行為規制、ディスクロージャー、当局による検査・監督等の法的枠組みが定められていることによる。そのような預金者保護のための法的枠組みに服さない者が預り金を受け入れることは、預金者に不測の損害をもたらす可能性が高く、解釈変更によりこれを認めることは到底困難である。 なお、出資法第2条においては、社債、借入金その他何らの名義に関わらず、預貯金と同様の経済的性質を有する、不特定かつ多数の者からの金銭の受入れも禁止されている。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	1．小泉内閣の重点施策はデフレ経済克服と地域経済活性化であり、本規制特例はその立場から提案した。貴職は不可の回答をしたが、これは内閣の方針と矛盾しないか。 2．本コミュニティ・ファンドは、ミニ市場公募債と債務負担行為を合わせたものである。貴職はこれを、資金貸付者に「不測の損害をもたらす可能性が高」いとした。この判断は、過去のデータを調査して得た結論であろうから、これらの債務不履行の件数はどれほどか。 3．貴職は、出資法第2条「他の法律に特別の規定のある者」に地方自治法を含めなかった。これは、同法に資金貸付者保護の担保力がないと判断したからか。		C	I	出資法2条では，「業として預り金をするにつき他の法律に特別の規定のある者を除く外，何人も業として預り金をしてはならない。」と規定しているが，この趣旨は，一般大衆から預り金を行う場合，その業務がひとたび破綻をきたすようなことがあれば，与信者たる一般大衆に不測の損害を及ぼすからであるからである。 よって，他の法律において，与信者に対する不測の損害発生を防止する仕組等を含め，預り金を業として行うことが規定されている場合に限って，許容されているのである。 1については，与信者保護の必要性は，デフレ経済克服，地域経済活性化とも何ら矛盾しない。 2については，一般大衆からの多額の預り金を運用して失敗した場合には，与信者に対して不測の損害をもたらす可能性が高いことは当然である。 3については，担保力の有無に限られるのではなく，与信者保護のための仕組みが，法律によって規定されることが必要である。 地方自治体といえども，預り金の運用に失敗する場合がありうるのであるから，与信者保護のための仕組みが法律で規定されなければ，業として預り金を行うことはできないことは当然である。	1059	1059020	ふるさと銀河線存続運動連絡会議	ふるさと銀河線ＤＭＶ特区構想	地方自治法第241条第2項は「基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない」と規定している。さらに、昭和39年12月9日の行政実例は、基金について「指定金融機関以外の金融機関に預金するものについては知事に協議する」と預金先に制限を加えている。しかし、2005年4月からのペイオフの実施によって、全国自治体基金は決済用預金として金融機関に預金せざるを得なくなった。これはゼロ金利であるから果実は生まない。それなら基金を金融機関ではなく、鉄道基金に預け替えし、他自治体に長期資金として貸付運用を行っても「確実かつ効率な運用」を妨げることにはならない。 また同法第241条に、自治体が基金を設置できる規定があることから、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第2条の「業として預り金をするにつき他の法律に特別の規定のある者」には自治体を含めて解釈運用するべきである。 以上を実現するために下記3点の規制特例措置を設ける。 (1)金融機関以外への預金を金融機関と同様に行えるよう、行政実例の制限を緩和する。 (2)金融機関への預金を前提として解釈運用されてきた地方自治法第241条の規定に関わらず、自治体基金の他自治体への貸付運用を認める。 (3)出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第2条の「業として預り金をするにつき他の法律に特別の規定のある者」に自治体を含めるよう規制緩和する。	ふるさと銀河線は毎年3億7000万円ほどの赤字を生い、これまで鉄道基金のうち第2・第3基金の取り崩しによって対応してきたが、この原資が底をつく状況にある。 そこで、この財源対策として、沿線自治体基金のうち一定額をゼロ金利で鉄道基金に預け替え、さらに同線存続を願う全国の個人から総額100億円の貸付を受け、この100億円の原資を1%程度の利息で他自治体に長期資金として貸付することによって、毎年1億円の赤字補填財源を捻出する。	＜コミュニティ・ファンドの説明＞ 自治体基金及び個人預金の預け替え・運用によって原資をつくり、特定目的事業創出のために資金提供する手法は、ひとつの「コミュニティ・ファンド」である。総務省は平成15年7月、「新しい経済活動を伴う地域経済活性化に関する検討会」（座長　加藤寛千葉商科大学学長）を立ち上げ、3回の委員会開催後、地域経済回復のための具体的な手法としてコミュニティ・ファンドと「地域通貨」が必要であると提言している（資料2-3 報告書1ページ）。同研究会の地域経済を見つめる状況認識は、ふるさと銀河線沿線自治体の置かれている状況と一致する。コミュニティ・ファンドの導入の必要性については、資料2-3 報告書4ページに述べられている。このコミュニティ・ファンドは、コミュニティ・サービス事業者に対し、資金を提供することによって、特定目的事業の実現を果たすものである。本件特区においては、北海道ちほく高原鉄道（株）がコミュニティ・サービス事業者となる。さらにコミュニティ・ファンド形成の財源確保に当たり、まず自治体が率先して出資等によりファンドを形成し、それを「呼び水」とし地域住民の参加を呼びかけるべきとしている（資料2-3 報告書17ページ）。そして、総務省は自治体の先進的な取り組みを期待して、2004年度からコミュニティ・ファンドを創設する自治体に対し、地方交付税による財政支援を打ち出した。以上のように、コミュニティ・ファンドは地域経済活性化のための新政策であり、国も財政支援することによって全国へ広めようとしているものである。 ＜北海道ちほく高原鉄道経営安定基金の説明＞ 現在、ふるさと銀河線の赤字補填には鉄道基金が設けられ、これは北見市条例の中に規定されている。「北海道ちほく高原鉄道基金条例」においては「第1基金」から「第3基金」までが定められており、その基金毎に目的、制約が規定されている。第1基金は、当初48億7700万円積み立てられ、1998年度から2000年度にかけて北見市の一般会計に対し、1.3～2%の利息で長期貸付が行われ、現在の未償還元金は23億7000万円である。これによる、年間の利息収入は3300万円に達している。以上のように、現状においても利息収入の運用が実施されており、この貸付規模を100億円にすることによって1億円の利息を得ようとするものである。 ＜預け替えした場合の基金の保全及び資金量＞ 本件特区が認定された場合、自治体基金等は、鉄道基金中「第1基金」に積み立てるものとする。この場合貸付者との契約の際には、沿線自治体議会の債務負担行為の議決を行うものとし、損失補償契約条項を盛り込み債
法務省	050290	信託受益権の有価証券化	信託法	現行信託法には，信託受益権の譲渡及び有価証券化に関する規定は存在しない。	C	I	現在，法制審議会に信託法の見直しに関する専門部会を設置し，具体的な調査審議を進め，平成17年度中に信託法の改正についての関係法案を国会に提出することを目途として作業を行っているところである。 信託受益権の有価証券化に関する規定の整備については，現行信託法制下における種々の問題点の把握や分析に努めている段階であり，現時点では検討の方向性は未定であるが，いずれも法制審議会における審議の内容を踏まえて上記の関係法案提出までには所要の結論を明らかにする予定である。	検討の内容及びスケジュールについて示されたい。 また、提案の内容は検討の対象となっていると解して良いか。			C	I	提案の内容である信託受益権の有価証券化は，法制審議会信託法部会において，検討対象とされており，有価証券化の可否，証券の記載事項，譲渡の対抗要件などが具体的な検討項目として挙げられている。 改正のスケジュールについては，適宜の時期に要綱試案のとりまとめを行い，パブリックコメントに付した後，法制審議会信託法部会においてさらに具体的な調査審議を行い，平成17年度中に信託法の改正についての関係法案を国会に提出することを目途として作業を進める予定である。	1232	1232050	東京都、神奈川県、横浜市、川崎市	東京湾岸地域における経済特区	信託業法上の受託可能な財産に認められていない知的財産について、それを信託した場合の信託受益権を有価証券化する。	映像やソフトウェアの著作権等の信託受益権を有価証券化することにより、資金調達の多様化を図る。	①映像やソフトウェアの分野では、個人やベンチャー企業が開発しても、資金面から資金力のある企業に権利を譲ることとなる。開発者が著作権を信託会社に信託し、多様な信託財産と組み合わせることを可能にすることにより、信託受益権の安定化が図られ流動化が高まり、有価証券化による資金調達が可能になるものと考える。これにより、起業意欲を高めることができるため。 ②現在、知的財産権を信託に出すことが可能となるよう信託業法の改正案が国会に提出中（継続審議）であるが、さらに信託受益権が有価証券化できるよう所要の法律を整備していく必要があるため。
法務省	050290	信託受益権の有価証券化	信託法	現行信託法には，信託受益権の譲渡及び有価証券化に関する規定は存在しない。	C	I	現在，法制審議会に信託法の見直しに関する専門部会を設置し，具体的な調査審議を進め，平成17年度中に信託法の改正についての関係法案を国会に提出することを目途として作業を行っているところである。 信託受益権の有価証券化に関する規定の整備については，現行信託法制下における種々の問題点の把握や分析に努めている段階であり，現時点では検討の方向性は未定であるが，いずれも法制審議会における審議の内容を踏まえて上記の関係法案提出までには所要の結論を明らかにする予定である。	検討の内容及びスケジュールについて示されたい。 また、提案の内容は検討の対象となっていると解して良いか。			C	I	提案の内容である信託受益権の有価証券化は，法制審議会信託法部会において，検討対象とされており，有価証券化の可否，証券の記載事項，譲渡の対抗要件などが具体的な検討項目として挙げられている。 改正のスケジュールについては，適宜の時期に要綱試案のとりまとめを行い，パブリックコメントに付した後，法制審議会信託法部会においてさらに具体的な調査審議を行い，平成17年度中に信託法の改正についての関係法案を国会に提出することを目途として作業を進める予定である。	5056	50560145	(社)日本経済団体連合会		信託受益権の有価証券化が可能となるよう、信託法に所要の規定を明記すべきである。また、可能なものについて、証券取引法上の有価証券とすべきである。		信託受益権の流通性、安全性が高まり、受益権の買い手が増加し、資産流動化市場が活性化する。
法務省	050290	信託受益権の有価証券化	信託法	現行信託法には，信託受益権の譲渡及び有価証券化に関する規定は存在しない。	C	I	現在，法制審議会に信託法の見直しに関する専門部会を設置し，具体的な調査審議を進め，平成17年度中に信託法の改正についての関係法案を国会に提出することを目途として作業を行っているところである。 信託受益権の有価証券化に関する規定の整備については，現行信託法制下における種々の問題点の把握や分析に努めている段階であり，現時点では検討の方向性は未定であるが，いずれも法制審議会における審議の内容を踏まえて上記の関係法案提出までには所要の結論を明らかにする予定である。	検討の内容及びスケジュールについて示されたい。 また、提案の内容は検討の対象となっていると解して良いか。			C	I	提案の内容である信託受益権の有価証券化は，法制審議会信託法部会において，検討対象とされており，有価証券化の可否，証券の記載事項，譲渡の対抗要件などが具体的な検討項目として挙げられている。 改正のスケジュールについては，適宜の時期に要綱試案のとりまとめを行い，パブリックコメントに付した後，法制審議会信託法部会においてさらに具体的な調査審議を行い，平成17年度中に信託法の改正についての関係法案を国会に提出することを目途として作業を進める予定である。	5086	50860033	社団法人リース事業協会		信託受益件を有価証券指定し、流通性を付与する。	・信託受益権の公募発行が可能となる。・特定目的会社が不要となるため、調達コストの削減効果がある。	流動化商品は広く投資家に浸透してきており、ABSと比較してもその商品性にほとんど差はないものと考えられる。一方、投資家側にとっても運用難の状況が続いており、流動化商品は投資対象としてのニーズは高いものの、社内規程あるいはB/S上の開示の問題から、受益権には投資できないという投資家も存在する。